

第50回

定時株主総会 招集ご通知



開催
日時

2022年6月23日（木曜日）
午前10時（受付開始：午前9時）

開催
場所

東京都中央区八丁堀二丁目23番1号
エンパイヤビル
株式会社DTS 本社
8階会議室（受付8階）
(末尾の会場ご案内図をご参照ください。)

- 新型コロナウイルス感染症が拡大している状況を踏まえまして、株主様の安全確保及び感染拡大防止のために、株主様には可能な限り郵送又はインターネットによる議決権の事前行使をお願い申し上げます。
- 株主総会ご出席の株主様へのお礼の品（お土産）の配布はございません。
- 株主総会にご来場される株主様におかれましてはマスク着用などの対策をお願い申し上げます。
- 当日は、議場受付前に株主様の体温を計測させて頂き、株主様の入場を制限させて頂く場合があります。
- 本株主総会の模様は、インターネットによるライブ配信（中継）を実施いたします。（P7をご参照ください）

株式会社 **DTS**

証券コード9682

目次

第50回定時株主総会招集ご通知	03
株主総会参考書類	
第1号議案 剰余金の処分の件	08
第2号議案 定款一部変更の件	09
第3号議案 監査等委員でない取締役9名選任の件	15
第4号議案 監査等委員である取締役4名選任の件	23
第5号議案 監査等委員でない取締役の報酬等の額決定の件	29
第6号議案 監査等委員である取締役の報酬等の額決定の件	30
第7号議案 監査等委員でない取締役（社外取締役を除く）に対する譲渡制限付株式の割当てのための報酬決定の件	30
添付書類	
事業報告	33
連結計算書類	59
計算書類	61
監査報告書	63
トピックス	69

Vision2030

期待を超える価値を提供するために チャレンジし続ける企業へ

DTSグループはIT市場や技術、ESG等の環境変化を捉え、既存SIビジネスモデルの進化に加えてデジタル、ソリューション及びサービスビジネスや、それらを実現する人材などへの積極的な投資により、新たな成長モデルを構築し、社会的価値・経済的価値の創出という両輪でさらなる企業価値の向上を目指します。

大切にしたい価値観

常に変化を楽しもう

DTSグループはお客様、株主の皆様、ビジネスパートナー、社員とその家族およびそれらを取巻く社会が我々に抱く期待を上回る価値を提供していきたいと考えています。そのために社員一人ひとりがこれからの変化を楽しみながら、様々なことに挑戦していきます。

期待を超える価値を提供するためにチャレンジし続ける企業を目指してまいります。

DTSグループに対して、平素より格別のご高配を賜り誠にありがとうございます。

新型コロナウイルス感染拡大により生活様式が大きく変化中、WorkStyle、LifeStyleのデジタルトランスフォーメーションも同時に進み、デジタルトランスフォーメーションがより社会にとって重要な時代になったと改めて認識しております。

当社の理念の中心に“技術”があります。デジタルトランスフォーメーションは最先端の“技術”を積極的に活用し、業務を抜本的に変革し、お客様の事業戦略を実現することです。

我々は理念に立ち返り、研究開発投資や人材育成投資や設備投資等の成長投資を積極的に実施し、お客様のデジタルトランスフォーメーションの推進をさらに支援したいと考えております。

当社グループは、長期展望“Vision2030”で2030年度に目指す姿を新たに掲げ、“期待を超える価値を提供するためにチャレンジし続ける企業”を目指します。

2022年度はその1stステージとして、新たな中期経営計画(2022年4月～2025年3月)をスタートさせ、取り組んでまいります。

株主の皆様におかれましても、今後とも一層のご支援を賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。



代表取締役社長 北村 友朗

証券コード9682
2022年6月2日

株 主 各 位

東京都中央区八丁堀二丁目23番1号

株式会社 **DTS**

代表取締役社長 北村 友朗

第50回定時株主総会招集ご通知

拝啓 ますますご清栄のこととお慶び申し上げます。

さて、当社第50回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご通知申し上げます。

なお、当日のご出席に代えて書面又はインターネット等により議決権を行使することができますので、お手数ながら後記株主総会参考書類をご検討くださいますようお願い申し上げます。

敬具

議決権行使のご案内

株主総会への出席による議決権の行使



開催日時 2022年6月23日（木曜日）午前10時（受付開始：午前9時）

同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出ください。
また、資源節約のため、本招集ご通知をご持参ください。

郵送による議決権の行使



行使期限 2022年6月22日（水曜日）午後5時到着分まで

後記株主総会参考書類をご検討いただき、同封の議決権行使書用紙に賛否をご表示の上、行使期限までに到着するよう折り返しご送付お願い申し上げます。
なお、各議案に対し賛否のご表示がない場合は、賛成の表示があったものとしてお取り扱いいたします。

電磁的方法（インターネット等）による議決権の行使



行使期限 2022年6月22日（水曜日）午後5時まで

議決権行使書用紙に記載の当社議決権行使サイト（<https://www.web54.net>）にアクセスしていただき、後記株主総会参考書類又は議決権行使サイトに掲載しております株主総会参考書類をご検討の上、画面の案内にしたがって、賛否を入力してください。

インターネット等による議決権行使の詳細につきましては5~6頁をご覧ください。

記

- | | |
|------------------------------|--|
| 1. 日 時 | 2022年6月23日（木曜日）午前10時（受付開始：午前9時） |
| 2. 場 所 | 東京都中央区八丁堀二丁目23番1号 エンパイヤビル
株式会社D T S 本社 8階会議室（受付8階）
(末尾の会場ご案内図をご参照ください。) |
| 3. 株主総会の目的
である事項 | 報告事項 1. 第50期（自2021年4月1日至2022年3月31日）事業報告、連結計算書類
ならびに会計監査人および監査役会の連結計算書類監査結果報告の件
2. 第50期（自2021年4月1日至2022年3月31日）計算書類報告の件
決議事項 第1号議案 剰余金の処分の件
第2号議案 定款一部変更の件
第3号議案 監査等委員でない取締役9名選任の件
第4号議案 監査等委員である取締役4名選任の件
第5号議案 監査等委員でない取締役の報酬等の額決定の件
第6号議案 監査等委員である取締役の報酬等の額決定の件
第7号議案 監査等委員でない取締役（社外取締役を除く）に対する
譲渡制限付株式の割当てのための報酬決定の件 |
| 4. その他株主総会
招集に関する
決定事項 | 議決権の不統一行使をされる場合には、株主総会の日の3日前までに、議決権の不統一行
使を行う旨とその理由を書面により当社にご通知ください。 |

以上

~~~~~  
**(お 願 い)** 当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。  
また本招集ご通知は、当日会場にご持参くださいますようお願い申し上げます。

**(お 知 ら せ)** 事業報告の一部並びに連結株主資本等変動計算書、連結注記表、株主資本等変動計算書および個別注記表につきましては、法令および定款の規定に基づき、当社ウェブサイトに掲載しておりますので、本招集ご通知添付書類には記載していません。  
なお、監査役および監査役会が監査報告を、会計監査人が会計監査報告をそれぞれ作成するに際して監査をした連結計算書類および計算書類は、本招集ご通知添付書類に記載の各書類並びに当社ウェブサイトに掲載しております連結株主資本等変動計算書、連結注記表、株主資本等変動計算書および個別注記表となります。  
また、株主総会参考書類および添付書類に修正すべき事項が生じた場合は、当社ウェブサイトにおいて、修正後の事項を掲載させていただきます。

 当社ウェブサイト：<https://www.dts.co.jp/>

# インターネット等による議決権行使のお手続きについて

インターネットによる議決権行使は、当社の指定する議決権行使サイトをご利用いただくことによるのみ可能です。なお、スマートフォン・携帯電話等でもご利用することが可能です。

## 議決権行使期限

2022年6月22日（水曜日）午後5時まで

議決権行使結果の集計の都合上、お早めに行使されるようお願いいたします。

## 議決権行使サイト

<https://www.web54.net>



バーコード読取機能付の携帯電話を利用して左の「QRコード®」を読み取り、議決権行使サイトに接続することも可能です。なお、操作方法の詳細についてはお手持ちの携帯電話の取扱説明書をご確認ください。（QRコードは、株式会社デンソーウェブの登録商標です）

## ⚠️ ご注意事項

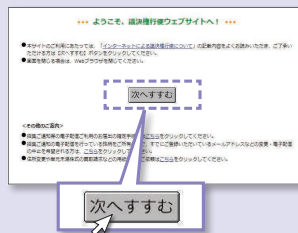
- ▶ インターネット等により議決権を行使される場合は、郵送によるお手続きは不要です。  
郵送とインターネットにより、二重に議決権を行使された場合は、インターネットによるものを有効な議決権行使として取り扱わせていただきます。
- ▶ インターネットにより、複数回数、又は、パソコン・スマートフォン・携帯電話等で重複して議決権を行使された場合は、最後に行われた行使を有効な議決権行使として取り扱わせていただきます。
- ▶ 議決権行使サイトをご利用いただく際のプロバイダへの接続料金及び通信事業者への通信料金（電話料金等）は株様のご負担となります。

## 機関投資家の皆様へ

管理信託銀行等の名義株主様（常任代理人様を含みます）につきましては、株式会社東京証券取引所等により設立された合弁会社株式会社ICJが運営する議決権電子行使プラットフォームのご利用を事前に申し込まれた場合には、当社株主総会における電磁的方法による議決権行使の方法として、上記のインターネットによる議決権行使以外に、当該プラットフォームをご利用いただくことができます。

## パソコンによるアクセス手順

### 1 議決権行使サイトへアクセス

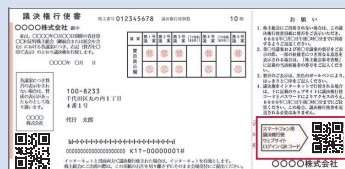


「次へすすむ」をクリック



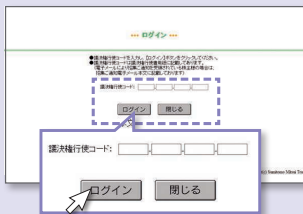
## 「スマート行使」による方法

### 1 QRコードを読み取る



スマートフォン等のカメラを起動して、お手元の議決権行使書用紙に記載された「スマートフォン用議決権行使ウェブサイトログインQRコード」を読み取る

## 2 議決権行使コードを入力



お手元の議決権行使書用紙(又は招集メール)に記載された「議決権行使コード」を入力し、「ログイン」をクリック

## 3 パスワードを入力

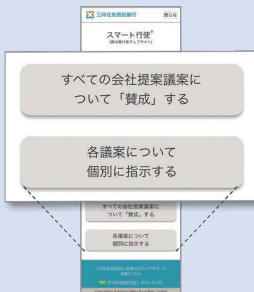


お手元の議決権行使書用紙(又は招集メール)に記載された「パスワード」を入力し、「次へ」をクリック

以降は画面の入力案内にしたがって賛否をご入力ください。

- ※ 「スマートフォン用議決権行使ウェブサイトログインQRコード」を読み取りいただくことにより、「議決権行使コード」及び「パスワード」が入力不要で議決権行使ウェブサイトへアクセスできます。この方法での議決権行使は1回に限ります。
- ※ 一度議決権を行使した後で行使内容を変更される場合には、再度QRコードを読み取り、議決権行使書用紙(又は招集メール)に記載の「議決権行使コード」及び「パスワード」を入力いただく必要があります。

## 2 議決権行使方法を選択



## 3 各議案の賛否を選択



画面の案内にしたがって行使完了となります。

インターネットによる議決権行使に関してご不明な点につきましては、以下にお問い合わせください。

株主名簿管理人 三井住友信託銀行 証券代行ウェブサポート

専用ダイヤル

0120-652-031

受付時間 午前9時～午後9時

その他のご照会

0120-782-031

受付時間 午前9時～午後5時(土日祝を除く)

## 株主総会の模様のインターネットライブ配信及び事前質問受付のご案内

本株主総会の模様は、インターネットによるライブ配信（中継）によりご覧いただけます。なお、**本ライブ配信はご視聴のみとなります**ため、あらかじめインターネット等により議決権の行使をお願いします。

また、当社第50回定時株主総会に関する報告事項及び決議事項につきまして、株主様から事前のご質問を承ります。「会議の目的事項」や株主の皆様のご関心が高い事項を中心に、株主総会当日の質疑応答の時間に回答させていただきます。回答内容は、上記記載のインターネットライブ配信にてご覧ください。なお、後日当社ウェブサイトにも掲載させていただく予定です。

### 1. ライブ配信日時

2022年6月23日（木） 午前10時から

※映像は議長席および役員席付近のみとなります。

### 2. 事前質問受付期間

2022年6月2日（木） 10時 ～ 2022年6月16日（木） 17時

### 3. ライブ配信及び事前質問受付サイト

当社ウェブサイトからのアクセスとなります。

URL : <https://www.dts.co.jp/ir/stock/meeting/>

① 上記サイトから、ライブ配信及び事前質問受付ページにアクセスしてください。

② **株主番号**、**郵便番号**を入力する画面が表示されますので、以下の株主番号、郵便番号をご入力の上、ログインボタンを押下してください。

株主番号：議決権行使書副票（右側）に記載されている「株主番号」（ハイフンを除く8桁の半角数字）

郵便番号：2022年3月末日時点の最終の株主名簿に記載、または記録された住所の「郵便番号」（ハイフンを除く7桁の半角数字）

③ 画面の案内に従い、ご質問の登録もしくはライブ配信のご視聴をお願いいたします。

### 4. ライブ配信に関するお問い合わせ先

株式会社ウィルズ 0120-980-965（通話料無料） 受付時間 9時～17時（土・日を除く）

※株主総会当日は午前9時～株主総会終了時までお問い合わせいただくことが可能です。

※株主番号、郵便番号に関するお問い合わせはご対応できませんので、あらかじめご了承ください。

### 5. 上記方法以外での事前質問受付

上記方法でのご対応が難しい場合には、書面でも承ります。その際は、上記期間内に必着で、下記まで郵送いただきますようお願い申し上げます。（株主番号、ご住所、お名前を記入願います）

〒104-0032 東京都中央区八丁堀二丁目23番1号 エンパイヤビル8階

株式会社DTS ESG推進部 株主総会事前質問受付係 宛





## 第1号議案 剰余金の処分の件

剰余金の処分につきましては、以下のとおりといたしたいと存じます。

### 期末配当に関する事項

当社は、株主の皆様への利益還元を経営の最重要課題の一つと認識しており、中長期的な企業価値の増大が利益還元の最大の源泉となると考えております。今後も事業拡大に必要な保有資金を考慮し、また業績動向や財務状況などを総合的に勘案したうえで、安定した配当を継続的に行うことが株主の皆様への中長期的な利益還元に貢献するものと考えております。

以上の方針に基づき、営業利益で過去最高を更新したことに加え、親会社株主に帰属する当期純利益も過去最高を更新し、当初の業績予想を上回ったことから、当期の期末配当金につきましては、以下のとおりとしたいと存じます。

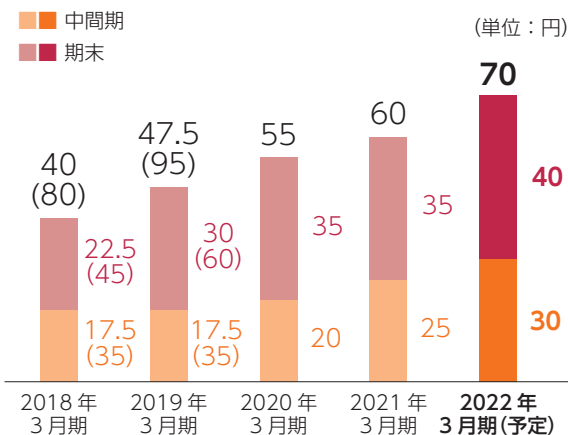
#### 1 配当財産の割当てに関する事項 およびその総額

当社普通株式1株につき…… 金40.0円  
配当総額…………… 1,802,800,400円

なお、既にお支払いしております中間配当金30円を含めました当期の年間配当金は、前年より10円増額となる1株につき70円となります。

#### 2 剰余金の配当が効力を生じる日 2022年6月24日

#### 1株当たり配当金



※2019年7月1日を効力発生日として、普通株式1株につき2株の割合で株式分割を実施しています。2019年3月期以前の（ ）内の数字は、株式分割前の金額を記載しています。

## 第2号議案 定款一部変更の件

### 1. 変更の理由

- (1) 当社は、意思決定の迅速化を図り、取締役会における議論をより充実させるとともに、取締役の職務執行の監査等を担う監査等委員を取締役会の構成員とすることにより、取締役会の監督機能を強化し、更なる監視体制の強化を通じてより一層のコーポレート・ガバナンスの充実を図るため、監査役会設置会社から監査等委員会設置会社へ移行することといたしたく、監査等委員会設置会社への移行に必要な、監査等委員である取締役および監査等委員会に関する規定の新設ならびに監査役および監査役会に関する規定の削除等の変更を行うものであります。
- (2) 「会社法の一部を改正する法律」(令和元年法律第70号) 附則第1条ただし書きに規定する改正規定が2022年9月1日に施行されますので、株主総会参考書類等の内容である情報について電子提供措置をとる旨および書面交付請求をした株主に交付する書面に記載する事項の範囲を限定することができる旨の規定を設けるものであります。
- また、現行の株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供の規定は不要となるため、これを削除するとともに、これらの変更に伴う効力発生日等に関する附則を設けるものであります。
- (3) その他、上記の各変更に伴う字句の修正等所要の変更を行うものであります。

### 2. 変更の内容

変更の内容は、次のとおりであります。

なお、本議案にかかる定款変更は、本総会の終結の時をもって、効力を生じるものといたします。

(下線は変更部分を示します。)

| 現行定款                                                                                                                                                                                              | 変更案                                                                                                                                                                                                                |
|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| <p>第一章 総 則</p> <p>第1条～第3条 (条文省略)</p> <p>第4条 (機関)<br/>当社は、株主総会および取締役のほか、次の機関を置く。</p> <p>(1) 取締役会<br/>(2) 監査役<br/>(3) 監査役会<br/>(4) 会計監査人</p> <p>第5条 (条文省略)</p> <p>第二章 株 式</p> <p>第6条～第8条 (条文省略)</p> | <p>第一章 総 則</p> <p>第1条～第3条 (現行どおり)</p> <p>第4条 (機関)<br/>当社は、株主総会および取締役のほか、次の機関を置く。</p> <p>(1) 取締役会<br/>(2) <u>監査等委員会</u><br/>(削 除)<br/>(3) <u>会計監査人</u></p> <p>第5条 (現行どおり)</p> <p>第二章 株 式</p> <p>第6条～第8条 (現行どおり)</p> |

| 現行定款                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                   | 変更案                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                           |
|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| <p>第9条 (株主名簿管理人)<br/>当社は、株主名簿管理人を置く。<br/>2. 株主名簿管理人およびその事務取扱場所は、取締役会の決議により定める。</p> <p>3. (条文省略)</p> <p>第10条 (株式取扱規則)<br/>当社の株式に関する取扱いおよび手数料は、法令または本定款のほか、取締役会において定める株式取扱規則による。</p> <p style="text-align: center;">第三章 株主総会</p> <p>第11条～第12条 (条文省略)</p> <p>第13条 (招集権者および議長)<br/>株主総会は、取締役社長がこれを招集し、議長となる。<br/>2. 取締役社長に事故があるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序に従い、他の取締役が株主総会を招集し、議長となる。</p> <p>第14条 (株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供)<br/>当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類、事業報告、計算書類および連結計算書類に記載または表示をすべき事項に係る情報を、法務省令で定めるところに従いインターネットを利用する方法で開示することができる。</p> <p>(新設)</p> <p>第15条～第16条 (条文省略)</p> | <p>第9条 (株主名簿管理人)<br/>当社は、株主名簿管理人を置く。<br/>2. 株主名簿管理人およびその事務取扱場所は、取締役会の決議または取締役会の決議によって委任を受けた取締役が定める。<br/>3. (現行どおり)</p> <p>第10条 (株式取扱規則)<br/>当社の株式に関する取扱いおよび手数料は、法令または本定款のほか、取締役会または取締役会の決議によって委任を受けた取締役が定める株式取扱規則による。</p> <p style="text-align: center;">第三章 株主総会</p> <p>第11条～第12条 (現行どおり)</p> <p>第13条 (招集権者および議長)<br/>株主総会は、取締役社長がこれを招集し、議長となる。<br/>2. 取締役社長に事故があるときは、取締役会または取締役会の決議によって委任を受けた取締役においてあらかじめ定めた順序に従い、他の取締役が株主総会を招集し、議長となる。</p> <p>(削除)</p> <p>第14条 (電子提供措置等)<br/>当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとるものとする。<br/>2. 当社は、電子提供措置をとる事項のうち法務省令で定めるものの全部または一部について、議決権の基準日までに書面交付請求した株主に対して交付する書面に記載しないことができる。</p> <p>第15条～第16条 (現行どおり)</p> |

| 現行定款                                                                                                                                                                   | 変更案                                                                                                                                                                                                                                                                                     |
|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 第四章 取締役および取締役会                                                                                                                                                         | 第四章 取締役および取締役会                                                                                                                                                                                                                                                                          |
| <p>第17条 (員数)<br/>当社の取締役は17名以内とする。</p> <p>(新設)</p>                                                                                                                      | <p>第17条 (員数)<br/>当社の<u>監査等委員でない</u>取締役は、17名以内とする。</p> <p>2. <u>当社の監査等委員である</u>取締役は、5名以内とする。</p>                                                                                                                                                                                         |
| <p>第18条 (選任方法)<br/>取締役は、株主総会において選任する。</p> <p>2. ～3. (条文省略)</p>                                                                                                         | <p>第18条 (選任方法)<br/>取締役は、<u>監査等委員でない</u>取締役と<u>監査等委員である</u>取締役とを区別して、株主総会において選任する。</p> <p>2. ～3. (現行どおり)</p>                                                                                                                                                                             |
| <p>第19条 (任期)<br/>取締役の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p>                                                                     | <p>第19条 (任期)<br/><u>監査等委員でない</u>取締役の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</p> <p>2. <u>監査等委員である</u>取締役の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</p> <p>3. <u>任期の満了前に退任した監査等委員である</u>取締役の補欠として選任された<u>監査等委員である</u>取締役の任期は、退任した<u>監査等委員である</u>取締役の任期の満了する時までとする。</p> |
| <p>第20条 (代表取締役)<br/>当社は、取締役会の決議によって代表取締役2名以内を選定する。</p>                                                                                                                 | <p>第20条 (代表取締役)<br/>当社は、取締役会の決議によって、<u>監査等委員でない</u>取締役の中から代表取締役2名以内を選定する。</p>                                                                                                                                                                                                           |
| <p>第21条 (役付取締役)<br/>当社は、取締役会の決議によって取締役会長1名、<u>取締役社長1名、取締役副社長1名、専務取締役1名、常務取締役若干名</u>を定めることができる。</p>                                                                     | <p>第21条 (役付取締役)<br/>当社は、取締役会の決議によって、<u>監査等委員でない</u>取締役の中から取締役会長1名、取締役社長1名を定めることができる。</p>                                                                                                                                                                                                |
| <p>第22条 (条文省略)</p>                                                                                                                                                     | <p>第22条 (現行どおり)</p>                                                                                                                                                                                                                                                                     |
| <p>第23条 (取締役会の招集通知)<br/>取締役会の招集通知は、会日の3日前までに各取締役および各監査役に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。</p> <p>2. <u>取締役および監査役の全員の同意がある</u>ときは、招集の手続きを経ないで取締役会を開催することができる。</p> | <p>第23条 (取締役会の招集通知)<br/>取締役会の招集通知は、会日の3日前までに各取締役に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。</p> <p>2. <u>取締役の全員の同意がある</u>ときは、招集の手続きを経ないで取締役会を開催することができる。</p>                                                                                                                               |

| 現行定款                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                  | 変更案                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                          |
|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| <p>(新設)</p> <p>第24条 (取締役会の決議の省略)<br/>当社は、会社法第370条の要件を充たしたときは、取締役会の決議があったものとみなす。</p> <p>(新設)</p> <p>第25条 (報酬等)<br/>取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当<br/>会社から受ける財産上の利益 (以下、「報酬等」とい<br/>う) は、株主総会の決議によって定める。</p> <p>第26条 (取締役との責任限定契約)<br/>当社は、会社法第427条第1項の規定により、取締<br/>役 (業務執行取締役等である者を除く。) との間に、<br/>同法第423条第1項の損害賠償責任 (善意でかつ重大<br/>な過失がないときに限る) を限定する契約を締結す<br/>ることができる。<br/>ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、100<br/>万円以上であらかじめ定めた金額または法令が規定す<br/>る額のいずれか高い額とする。</p> <p style="text-align: center;">第五章 監査役および監査役会</p> <p>第27条 (員数)<br/>当社の監査役は5名以内とする。</p> <p>第28条 (選任方法)<br/>監査役は、株主総会において選任する。<br/>2. 監査役の選任決議は、議決権を行使すること<br/>ができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が<br/>出席し、その議決権の過半数をもって行う。</p> | <p>第24条 (重要な業務執行の決定の委任)<br/>当社は、会社法第399条の13第6項の規定により、<br/>取締役会の決議によって重要な業務執行 (同条第5項<br/>各号に掲げる事項を除く) の決定の全部または一部を<br/>取締役委任することができる。</p> <p>第25条 (取締役会の決議の省略)<br/>当社は、会社法第370条の要件を充たしたときは、<br/>取締役会の決議があったものとみなす。</p> <p>第26条 (取締役会規則)<br/>取締役会に関する事項は、法令または本定款のほか、<br/>取締役会において定める取締役会規則による。</p> <p>第27条 (報酬等)<br/>取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当<br/>会社から受ける財産上の利益は、監査等委員でない取<br/>締役と監査等委員である取締役とを区別して、株主総<br/>会の決議によって定める。</p> <p>第28条 (取締役との責任限定契約)<br/>当社は、会社法第427条第1項の規定により、取締<br/>役 (業務執行取締役等であるものを除く) との間に、<br/>同法第423条第1項の損害賠償責任 (善意でかつ重大<br/>な過失がないときに限る) を限定する契約を締結す<br/>ることができる。<br/>ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、100<br/>万円以上であらかじめ定めた金額または法令が規定す<br/>る額のいずれか高い額とする。</p> <p>(削除)</p> <p>(削除)</p> <p>(削除)</p> |

| 現行定款                                                                                                                                                                                                    | 変更案                                                                                                                                                                     |
|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| <p>第29条（任期）<br/> <u>監査役の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</u><br/> <u>2. 任期の満了前に退任した監査役の補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了する時までとする。</u></p>                                                | <p>(削除)</p>                                                                                                                                                             |
| <p>第30条（常勤の監査役）<br/> <u>監査役会は、その決議によって常勤の監査役を選定する。</u></p>                                                                                                                                              | <p>(削除)</p>                                                                                                                                                             |
| <p>第31条（監査役会の招集通知）<br/> <u>監査役会の招集通知は、会日の3日前までに各監査役に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。</u><br/> <u>2. 監査役全員の同意があるときは、招集の手続を経ないで監査役会を開催することができる。</u></p>                                            | <p>(削除)</p>                                                                                                                                                             |
| <p>第32条（報酬等）<br/> <u>監査役の報酬等は、株主総会の決議によって定める。</u></p>                                                                                                                                                   | <p>(削除)</p>                                                                                                                                                             |
| <p>第33条（監査役との責任限定契約）<br/> <u>当社は、会社法第427条第1項の規定により、監査役との間に、同法第423条第1項の損害賠償責任（善意でかつ重大な過失がないときに限る）を限定する契約を締結することができる。</u><br/> <u>ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、100万円以上であらかじめ定めた金額または法令が規定する額のいずれか高い額とする。</u></p> | <p>(削除)</p>                                                                                                                                                             |
| <p>(新設)</p>                                                                                                                                                                                             | <p>第五章 監査等委員会</p>                                                                                                                                                       |
| <p>(新設)</p>                                                                                                                                                                                             | <p>第29条（常勤の監査等委員）<br/> <u>監査等委員会は、その決議によって、常勤の監査等委員を選定することができる。</u></p>                                                                                                 |
| <p>(新設)</p>                                                                                                                                                                                             | <p>第30条（監査等委員会の招集通知）<br/> <u>監査等委員会の招集通知は、会日の3日前までに各監査等委員に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。</u><br/> <u>2. 監査等委員全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで監査等委員会を開催することができる。</u></p> |

| 現行定款                                                                                                                                                                                                                    | 変更案                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                 |
|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| <p>(新設)</p> <p style="text-align: center;">第六章 会計監査人</p> <p>第34条～第35条 (条文省略)</p> <p style="text-align: center;">第七章 計算</p> <p>第36条～第39条 (条文省略)</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p><br><p>(新設)</p><br><p>(新設)</p><br><p>(新設)</p> | <p>第31条 (監査等委員会規則)<br/> <u>監査等委員会に関する事項は、法令または本定款のほか、監査等委員会において定める監査等委員会規則による。</u></p> <p style="text-align: center;">第六章 会計監査人</p> <p>第32条～第33条 (現行どおり)</p> <p style="text-align: center;">第七章 計算</p> <p>第34条～第37条 (現行どおり)</p> <p style="text-align: center;">附 則</p> <p>(監査役の責任免除に関する経過措置)<br/> <u>第1条 第50回定時株主総会終結前の監査役(監査役であった者を含む)の行為に関する会社法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約については、なお同定時株主総会の決議による変更前の定款第33条の例による。</u></p> <p>(株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供に関する経過措置)<br/> <u>第2条 第50回定時株主総会の決議による変更前定款第14条(株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供)の削除および同定時株主総会の決議による変更後定款第14条(電子提供措置等)の新設は、会社法の一部を改正する法律(令和元年法律第70号)附則第1条ただし書きに規定する改正規定の施行の日(以下「施行日」という)から効力を生ずるものとする。</u><br/> <u>2. 前項の規定にかかわらず、施行日から6か月以内の日を株主総会の日とする株主総会については、第50回定時株主総会の決議による変更前定款第14条はなお効力を有する。</u><br/> <u>3. 本条は、施行日から6か月を経過した日または前項の株主総会の日から3か月を経過した日のいずれか遅い日後にこれを削除する。</u></p> |

## 第3号議案 監査等委員でない取締役9名選任の件

第2号議案「定款一部変更の件」が原案どおり承認された場合、当社は監査等委員会設置会社となり、取締役全員（10名）は定款変更の効力発生時をもって任期満了により退任となります。つきましては、監査等委員会設置会社へ移行後の監査等委員でない取締役9名の選任をお願いするものであります。

なお、本議案は、第2号議案「定款一部変更の件」における定款変更の効力発生を条件として、効力を生じるものといたします。

監査等委員でない取締役候補者は次のとおりであります。

| 候補者<br>番号 |    | 氏名         |            | 現在の当社における<br>地位 | 取締役会への<br>出席状況 | 取締役<br>在任年数       |     |
|-----------|----|------------|------------|-----------------|----------------|-------------------|-----|
| 1         | 再任 | にしだ<br>西田  | こういち<br>公一 | 男性              | 代表取締役会長        | 14回/14回<br>(100%) | 13年 |
| 2         | 再任 | きたむら<br>北村 | ともあき<br>友朗 | 男性              | 代表取締役社長        | 14回/14回<br>(100%) | 2年  |
| 3         | 再任 | たけうち<br>竹内 | みのる<br>実   | 男性              | 取締役<br>専務執行役員  | 14回/14回<br>(100%) | 12年 |
| 4         | 再任 | あさみ<br>浅見  | いさお<br>伊佐夫 | 男性              | 取締役<br>常務執行役員  | 14回/14回<br>(100%) | 3年  |
| 5         | 再任 | こばやし<br>小林 | ひろとし<br>浩利 | 男性              | 取締役<br>上席執行役員  | 14回/14回<br>(100%) | 6年  |
| 6         | 再任 | ひらた<br>平田  | まさゆき<br>正之 | 社外<br>独立<br>男性  | 取締役            | 14回/14回<br>(100%) | 7年  |
| 7         | 再任 | ししど<br>宍戸  | しんや<br>信哉  | 社外<br>独立<br>男性  | 取締役            | 14回/14回<br>(100%) | 3年  |
| 8         | 再任 | やまだ<br>山田  | しんいち<br>伸一 | 社外<br>独立<br>男性  | 取締役            | 14回/14回<br>(100%) | 2年  |
| 9         | 新任 | ますだ<br>増田  | ゆみこ<br>由美子 | 社外<br>独立<br>女性  | —              | —                 | —   |



候補者番号 1

にしだ こういち  
西田 公一 (1956年1月24日生)

再任 男性



- 取締役在任年数  
13年(本総会最終時)
- 所有する当社株式の数  
48,092株

### 略歴、地位、担当の状況

2001年 6月 株式会社エヌ・ティ・ティ・データ 金融システム事業本部企画部長  
 2003年 11月 同社 金融システム事業本部副事業本部長  
 2004年 5月 同社 リージョナルバンキングシステム事業本部副事業本部長  
 同社 総合バンキングビジネスユニット長  
 2005年 6月 同社 執行役員  
 同社 リージョナルバンキングシステム事業本部長  
 2009年 6月 当社 取締役副社長執行役員  
 2010年 4月 当社 代表取締役社長  
 2021年 4月 当社 代表取締役会長(現任)

### 重要な兼職の状況

該当なし

### 選任理由および期待される役割の概要

大手情報通信企業の金融分野における組織運営等、経営に関する豊富な経験を有しております。また、2010年度から2020年度まで代表取締役社長として当社グループの経営全般を指揮し、事業の拡大、経営改革に取り組んでまいりました。これらの豊富な経験および実績をいかし、ESG経営を推進し、新たな企業価値を創出するにあたり、業務執行の監督等の役割を担うことが期待されるため、取締役候補者といたしました。

候補者番号 2

きたむら ともあき  
北村 友朗 (1964年9月24日生)

再任 男性



- 取締役在任年数  
2年(本総会最終時)
- 所有する当社株式の数  
2,880株

### 略歴、地位、担当の状況

2003年 7月 株式会社エヌ・ティ・ティ・データ ビジネス開発事業本部長  
 2009年 7月 同社 ビジネスソリューション事業本部データセンタビジネスユニット長  
 2012年 7月 同社 基盤システム事業本部データセンタビジネスユニット長  
 2015年 6月 株式会社エヌ・ティ・ティ・データ東海 代表取締役社長  
 2018年 6月 株式会社エヌ・ティ・ティ・データ 執行役員ビジネスソリューション事業本部長  
 株式会社エヌ・ティ・ティ・データ・イントラマート 取締役  
 株式会社NTTデータ・ビジネス・システムズ 取締役  
 2020年 6月 当社 取締役副社長執行役員  
 2021年 4月 当社 代表取締役社長(現任)  
 当社 デジタルソリューション事業本部長

### 重要な兼職の状況

該当なし

### 選任理由および期待される役割の概要

大手情報通信企業およびそのグループ会社における技術・研究開発や経営に関する豊富な経験を有しております。また、2021年度からは代表取締役社長として当社グループの経営を担っております。これらの豊富な経験および実績をいかし、今後も当社グループの事業推進を図るとともに、ESG経営を推進し、新たな企業価値を創出するにあたり、業務執行の監督等の役割を担うことが期待されるため、取締役候補者といたしました。

候補者番号 **3**

たけうち **竹内** みのる **実** (1961年6月21日生)

再任 男性



### 略歴、地位、担当の状況

1985年 4月 当社 入社  
 2007年10月 当社 執行役員  
 2010年 6月 当社 取締役執行役員  
 2016年 4月 当社 常務取締役執行役員  
 通天斯（上海）軟件技術有限公司 董事長（現任）  
 2017年 7月 DTS SOFTWARE VIETNAM CO.,LTD. 会長（現任）  
 2018年 4月 DTS America Corporation 取締役会長（現任）  
 2019年 4月 当社 取締役常務執行役員  
 2019年 9月 Nelito Systems Private Limited 取締役会長（現任）  
 2022年 4月 当社 取締役専務執行役員（現任）

- 取締役在任年数  
12年（本総会最終時）
- 所有する当社株式の数  
15,765株

### 重要な兼職の状況

通天斯（上海）軟件技術有限公司 董事長、DTS SOFTWARE VIETNAM CO.,LTD. 会長、DTS America Corporation 取締役会長、Nelito Systems Private Limited 取締役会長

### 選任理由および期待される役割の概要

金融分野における組織運営に加え、海外グループ会社の経営によるグローバル展開の豊富な経験と実績を有しており、当社の経営を担っております。これらの経験および実績をいかして、今後も当社グループの事業推進を図るとともに、業務執行の監督等の役割を担うことが期待されるため、取締役候補者といたしました。

候補者番号 **4**

あさみ い さ お **浅見 伊佐夫** (1964年10月20日生)

再任 男性



### 略歴、地位、担当の状況

1987年 4月 当社 入社  
 2010年 4月 当社 企画部長  
 2012年 4月 当社 執行役員  
 2013年 4月 当社 i C T事業本部エンベデッドシステム事業部長  
 2017年 4月 株式会社D T S インサイト 代表取締役社長（現任）  
 2019年 6月 当社 取締役執行役員  
 2020年 4月 当社 取締役上席執行役員  
 当社 法人ソリューション事業本部長  
 2022年 4月 当社 取締役常務執行役員（現任）

- 取締役在任年数  
3年（本総会最終時）
- 所有する当社株式の数  
17,987株

### 重要な兼職の状況

株式会社D T S インサイト 代表取締役社長

### 選任理由および期待される役割の概要

組込み・通信分野における組織運営に加え、スタッフ部門における豊富な経験と実績を有しており、当社の経営を担っております。これらの経験および実績をいかして、今後も当社グループの事業推進を図るとともに、業務執行の監督等の役割を担うことが期待されるため、取締役候補者といたしました。

候補者番号

5

こばやし ひろとし  
**小林 浩利** (1960年9月4日生)

再任 男性



- 取締役在任年数  
6年（本総会終結時）
- 所有する当社株式の数  
11,520株

### 略歴、地位、担当の状況

1980年 4月 当社 入社  
2008年 4月 当社 コーポレートスタッフ本部企画部長  
2010年 4月 当社 執行役員  
2016年 3月 デジタルテクノロジー株式会社 代表取締役社長（現任）  
2016年 4月 当社 総務部長  
2016年 6月 当社 取締役執行役員  
2019年 4月 当社 ICS事業本部長  
2020年 4月 当社 取締役上席執行役員（現任）  
2021年 6月 アイ・ネット・リリー・コーポレーション株式会社 取締役（現任）  
2022年 4月 当社 ITプラットフォームサービス事業本部長（現任）

### 重要な兼職の状況

デジタルテクノロジー株式会社 代表取締役社長、  
アイ・ネット・リリー・コーポレーション株式会社 取締役

### 選任理由および期待される役割の概要

産業・通信分野における組織運営に加え、スタッフ部門における豊富な経験と実績を有しており、当社の経営を担っております。これらの経験および実績をいかして、今後も当社グループの事業推進を図るとともに、業務執行の監督等の役割を担うことが期待されるため、取締役候補者といたしました。

候補者番号 **6**

ひらた まさゆき  
**平田 正之** (1947年7月30日生)

再任

社外

独立

男性



- 取締役在任年数  
7年（本総会終結時）
- 所有する当社株式の数  
—

### 略歴、地位、担当の状況

1998年 6月 日本電信電話株式会社 グループ企業本部経営管理部長  
 1999年 7月 同社 第四部門長(2000年6月退任)  
 2000年 6月 株式会社エヌ・ティ・ティ・ドコモ 取締役関連企業部長  
 2001年 6月 同社 常務取締役財務部長  
 2004年 6月 同社 代表取締役副社長国際事業本部長(2008年6月退任)  
 2008年 6月 株式会社情報通信総合研究所 代表取締役社長(2013年6月退任)  
 2013年 6月 同社 相談役  
 株式会社スカパーJ S A Tホールディングス 社外取締役(2016年6月退任)  
 2014年 7月 株式会社情報通信総合研究所 顧問  
 2015年 6月 株式会社中広 社外取締役(2019年6月退任)  
 当社 取締役 (現任)  
 2016年 7月 株式会社情報通信総合研究所 シニアフェロー(2022年3月退任)

### 重要な兼職の状況

該当なし

### 選任理由および期待される役割の概要

通信業界における幅広い活動経験や企業経営に関する豊富な経験と高い見識を当社の経営判断にかかしていただくとともに、社外取締役として、業務執行の監督機能強化への貢献および幅広い視点からの助言が期待されるため、社外取締役候補者といたしました。なお、同氏の当社社外取締役就任期間は本定時株主総会の終結の時をもって7年となります。

### 独立性に係る事項

平田正之氏は、東京証券取引所が定める独立性の要件を満たしており、かつ、当社と同氏との人的関係、資本関係、取引関係などを総合的に勘案し、一般株主と利益相反が生ずるおそれがないものと判断したことから、同氏の独立性が確保されていると判断しております。

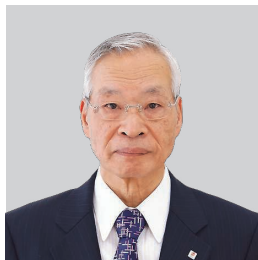
同氏は、過去に株式会社情報通信総合研究所の業務執行者を務めておりましたが、当社と当社グループとの間には、取引関係はございません。

(注) 平田正之氏は、社外取締役候補者であります。なお、同氏につきましては、東京証券取引所に対し独立役員として届け出ております。当社は、同氏の選任が承認された場合、引き続き同氏を独立役員として届け出る予定であります。

候補者番号 7

ししど 信哉 (1948年9月29日生)

再任 社外 独立 男性



- 取締役在任年数  
3年（本総会終結時）
- 所有する当社株式の数  
—

## 略歴、地位、担当の状況

1998年 4月 住宅金融公庫 システム部長  
2001年 5月 同社 大阪支店長  
2003年 6月 同社 理事(2007年3月退任)  
2007年 4月 株式会社エイチ・ジイ・エス 専務取締役(2011年3月退任)  
2007年 6月 株式会社住宅債権管理回収機構 代表取締役社長(2011年3月退任)  
2011年 4月 独立行政法人住宅金融支援機構 理事長(2015年3月退任)  
2015年 4月 学校法人東北学院 評議員(2019年3月退任)  
2016年 5月 株式会社エスクロー・エージェント・ジャパン 取締役(2019年5月退任)  
2019年 6月 当社 取締役(現任)  
2020年 6月 高松建設株式会社 取締役(現任)

## 重要な兼職の状況

高松建設株式会社 取締役

## 選任理由および期待される役割の概要

住宅ローン業界および不動産業界の経営陣としての豊富な経験と高い見識を当社の経営判断にいかしていただくとともに、社外取締役として、業務執行の監督機能強化への貢献および幅広い視点からの助言が期待されるため、社外取締役候補者といたしました。なお、同氏の当社社外取締役就任期間は本定時株主総会の終結の時をもって3年となります。

## 独立性に係る事項

穴戸信哉氏は、東京証券取引所が定める独立性の要件を満たしており、かつ、当社と同氏との人的関係、資本関係、取引関係などを総合的に勘案し、一般株主と利益相反が生ずるおそれがないものと判断したことから、同氏の独立性が確保されていると判断しております。

同氏は、過去に独立行政法人住宅金融支援機構および株式会社エスクロー・エージェント・ジャパンの業務執行者を務めておりましたが、両社と当社グループとの間には、取引関係はございません。

また、同氏は、高松建設株式会社の業務執行者を務めておりますが、同社と当社グループの間には、取引関係はございません。

(注) 穴戸信哉氏は、社外取締役候補者であります。なお、同氏につきましては、東京証券取引所に対し独立役員として届け出ております。当社は、同氏の選任が承認された場合、引き続き同氏を独立役員として届け出る予定であります。

候補者番号

8

やまだ しんいち

山田 伸一

(1952年2月25日生)

再任

社外

独立

男性



● 取締役在任年数  
2年（本総会終結時）

● 所有する当社株式の数  
—

### 略歴、地位、担当の状況

2003年 6月 株式会社エヌ・ティ・ティ・データ 取締役ビジネス開発事業本部副事業本部長  
 2004年 5月 同社 取締役ビジネス開発事業本部長  
 2005年 6月 同社 執行役員基盤システム事業本部長  
 2007年 6月 エヌ・ティ・ティ・データ先端技術株式会社 代表取締役社長(2011年6月退任)  
 株式会社エヌ・ティ・ティ・データ 常務執行役員基盤システム事業本部長兼技術開発本部長  
 2009年 6月 同社 代表取締役常務執行役員基盤システム事業本部長兼技術開発本部長  
 2009年 7月 同社 代表取締役常務執行役員S&Tカンパニー長兼SIコンピテンシー本部長兼技術開発本部長(2011年6月退任)  
 2011年 6月 NTTソフトウェア株式会社 代表取締役社長 (2017年3月退任)  
 2017年 4月 NTTテクノクロス株式会社 取締役(2017年6月退任)  
 2017年 6月 同社 特別顧問(2018年6月退任)  
 2020年 6月 当社 取締役 (現任)

### 重要な兼職の状況

該当なし

### 選任理由および期待される役割の概要

IT業界における業界動向や企業経営に関する豊富な経験と高い見識を当社の経営判断にいかしていただくとともに、社外取締役として、業務執行の監督機能強化への貢献および幅広い視点からの助言が期待されるため、社外取締役候補者といたしました。なお、同氏の当社社外取締役就任期間は本定時株主総会の終結の時をもって2年となります。

### 独立性に係る事項

山田伸一氏は、東京証券取引所が定める独立性の要件を満たしており、かつ、当社と同氏との人的関係、資本関係、取引関係などを総合的に勘案し、一般株主と利益相反が生ずるおそれがないものと判断したことから、同氏の独立性が確保されていると判断しております。

同氏は、過去に当社の取引先である株式会社エヌ・ティ・ティ・データの代表取締役常務執行役員を務めておりましたが、退任してから既に11年が経過しており、退任後は同社の業務執行に携わっていないことから独立性に影響がないと判断しております。同社と当社グループとの間には、年間101億円未満・売上高構成比11.1%未満（2022年3月期実績（連結））の取引が存在します。

また、同氏は、過去に当社の取引先であるNTTテクノクロス株式会社（NTTソフトウェア株式会社とNTTアイティ株式会社が合併し、NTTテクノクロス株式会社発足）の取締役を務めておりましたが、退任してから既に5年が経過しており、退任後は同社の業務執行に携わっていないことから独立性に影響がないと判断しております。同社と当社グループとの間には、年間5千万円未満・売上高構成比0.1%未満（2022年3月期実績（連結））の取引が存在します。

（注）山田伸一氏は、社外取締役候補者であります。なお、同氏につきましては、東京証券取引所に対し独立役員として届け出ております。当社は、同氏の選任が承認された場合、引き続き同氏を独立役員として届け出る予定であります。

候補者番号

9

ますだ ゆみ こ  
**増田 由美子** (1955年10月20日生)

新任

社外

独立

女性



● 所有する当社株式の数

—

## 略歴、地位、担当の状況

1990年 5月 株式会社ベルシステム24 バンキンググループマネージャー (1996年6月退社)  
1996年 9月 日本アイ・ピー・エム株式会社 ソリューション営業  
2003年 1月 同社 GSコンサルティング部門金融戦略コンサルティング・クラスターパートナー (2006年6月退社)  
2006年 7月 SAPジャパン株式会社 フィールドサービス統括本部ストラテジックインダストリー営業本部ダイレクター (2009年5月退社)  
2009年 6月 株式会社消費者の声研究所 代表取締役 (現任)  
2018年 6月 株式会社ピーシーデポコーポレーション 社外取締役 (現任)

## 重要な兼職の状況

株式会社消費者の声研究所 代表取締役、株式会社ピーシーデポコーポレーション 社外取締役

## 選任理由および期待される役割の概要

複数の大手外資系IT企業におけるマネジメントの経験があり、消費者・顧客志向経営、顧客対応の専門知識およびダイバーシティ&インクルージョンの豊富な経験と高い見識を当社の経営判断にいかしていただくとともに、社外取締役として、業務執行の監督機能強化への貢献および幅広い視点からの助言が期待されるため、社外取締役候補者となりました。

## 独立性に係る事項

増田由美子氏は、東京証券取引所が定める独立性の要件を満たしており、かつ、当社と同氏との人的関係、資本関係、取引関係などを総合的に勘案し、一般株主と利益相反が生ずるおそれがないものと判断したことから、同氏の独立性が確保されていると判断しております。

同氏は、株式会社消費者の声研究所の業務執行者を務めておりますが、当社と当社グループとの間には、取引関係はございません。

(注) 増田由美子氏は、社外取締役候補者であります。なお、当社は、同氏の選任が承認された場合、東京証券取引所に対し独立役員として届け出る予定であります。

(注) 1. 各取締役候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。

2. 当社は、平田正之、穴戸信哉および山田伸一の各氏との間で会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しており、当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、100万円または同法第425条第1項に定める額のいずれか高い額を責任の限度としております。各氏の再任が承認された場合は、当社は各氏との間で当該責任限定契約を継続する予定であります。また、増田由美子氏の選任が承認された場合には、同氏との間で同様の責任限定契約を締結する予定であります。

3. 当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しており、これにより、取締役等が業務に起因して損害賠償責任を負った場合における損害賠償金および訴訟費用等を補填することとしております。各候補者が取締役を選任され就任した場合には、いずれの候補者も当該保険の被保険者となる予定であります。当該保険の契約期間は1年間であり、当該期間の満了前に取締役会において決議のうえ、これを更新する予定であります。なお、当該保険の保険料は、全額当社が負担しております。

## 第4号議案 監査等委員である取締役4名選任の件

第2号議案「定款一部変更の件」が原案どおり承認された場合、当社は監査等委員会設置会社となりますので、監査等委員である取締役4名の選任をお願いするものであります。

また、本議案につきましては、監査役会の同意を得ております。

なお、本議案は、第2号議案「定款一部変更の件」における定款変更の効力発生を条件として、効力を生じるものといたします。

監査等委員である取締役候補者は次のとおりであります。

| 候補者<br>番号 |    | 氏名         |            | 現在の当社に<br>おける地位 | 取締役会への<br>出席状況 | 監査役会への<br>出席状況    | 監査等委員<br>である取締役<br>在任年数 |
|-----------|----|------------|------------|-----------------|----------------|-------------------|-------------------------|
| 1         | 新任 | さかもと<br>坂本 | たかお<br>孝雄  | 男性              | 取締役<br>常務執行役員  | 14回/14回<br>(100%) | —                       |
| 2         | 新任 | ゆきもと<br>行本 | けんじ<br>憲治  | 社外<br>独立<br>男性  | 監査役            | 14回/14回<br>(100%) | 10回/10回<br>(100%)       |
| 3         | 新任 | いし い<br>石井 | たえ こ<br>妙子 | 社外<br>独立<br>女性  | 監査役            | 13回/14回<br>(92%)  | 10回/10回<br>(100%)       |
| 4         | 新任 | たけ い<br>竹井 | ゆたか<br>豊   | 社外<br>独立<br>男性  | 監査役            | 14回/14回<br>(100%) | 10回/10回<br>(100%)       |



候補者番号

1

さかもと

坂本

たかお

孝雄

(1961年1月4日生)

新任

男性



- 取締役在任年数  
13年 (本総会終結時)
- 所有する当社株式の数  
19,414株

### 略歴、地位、担当の状況

1987年 4月 当社 入社  
2004年 4月 当社 コーポレートスタッフ本部企画部長  
2007年 4月 当社 執行役員  
2009年 6月 当社 取締役執行役員  
2013年 4月 当社 人事部長  
2014年 3月 株式会社MIRUCA 代表取締役社長  
2016年 4月 当社 常務取締役執行役員  
2019年 4月 当社 取締役常務執行役員 (2022年6月退任予定)  
2020年 3月 株式会社DTSパレット 取締役 (2022年6月退任予定)  
2020年 6月 日本SE株式会社 取締役 (2022年6月退任予定)

### 重要な兼職の状況

該当なし

### 選任理由および期待される役割の概要

全社の経営企画部門、人事部門などスタッフ部門における経験、グループ会社における経営の経験と実績を有しており、当社における業務執行の経験を当社の監査体制にいかしていただくため、監査等委員である取締役候補者いたしました。

候補者番号

2

ゆきもと けんじ  
**行本 憲治** (1949年4月10日生)

新任 社外 独立 男性



- 監査役在任年数  
6年（本総会最終時）
- 所有する当社株式数  
—

### 略歴、地位、担当の状況

1974年 9月 PriceWaterhouse公認会計士事務所 入所  
 1977年 3月 公認会計士登録  
 1992年 1月 青山監査法人プライスウォーターハウス 代表社員・パートナー  
 2000年 4月 中央青山監査法人 代表社員  
 2007年 5月 新日本監査法人 シニアパートナー(2010年6月退所)  
 2010年 7月 行本憲治公認会計士事務所 所長（現任）  
 2010年 8月 株式会社アルファアソシエーツ 取締役（現任）  
 2013年 3月 共同ビーアール株式会社 社外監査役（2021年3月退任）  
 2016年 6月 当社 監査役（現任）

### 重要な兼職の状況

行本憲治公認会計士事務所 所長、株式会社アルファアソシエーツ 取締役

### 選任理由および期待される役割の概要

公認会計士の資格を有しており、その財務および会計に関する豊富な経験と専門知識を当社の監査体制にいかしていただくとともに、業務執行の監督機能強化への貢献および幅広い視点からの助言が期待されるため、監査等委員である社外取締役候補者となりました。

### 独立性に係る事項

行本憲治氏は、東京証券取引所が定める独立性の要件を満たしており、かつ、当社と同氏との人的関係、資本関係、取引関係などを総合的に勘案し、一般株主と利益相反が生ずるおそれがないものと判断したことから、同氏の独立性が確保されていると判断しております。

同氏は、過去に当社の取引先である新日本監査法人（現EY新日本有限責任監査法人）のシニアパートナーを務めておりましたが、退任してから既に12年が経過しており、退任後は同監査法人の業務執行に携わっていないことから独立性に影響がないと判断しております。同監査法人と当社グループとの間には、年間7千万円未満・売上高構成比0.1%未満（2022年3月期実績（連結））の取引が存在します。

また、同氏は、行本憲治公認会計士事務所および株式会社アルファアソシエーツの業務執行者を務めておりますが、両社と当社グループとの間には、取引関係はございません。

（注）行本憲治氏は、監査等委員である社外取締役候補者であります。なお、同氏につきましては、東京証券取引所に対し独立役員として届け出ております。当社は、同氏の選任が承認された場合、引き続き同氏を独立役員として届け出る予定であります。

候補者番号

3

いし い た え こ  
石井 妙子 (1956年5月7日生)

新任

社外

独立

女性



● 監査役在任年数  
4年（本総会終結時）

● 所有する当社株式数

—

## 略歴、地位、担当の状況

1986年 4月 弁護士登録（第一東京弁護士会所属）  
1992年 3月 太田・石井法律事務所開設 副所長（現任）  
1998年 4月 東京地方裁判所 民事調停委員（現任）  
2003年 4月 総務省人事・恩給局公務員関係判例研究会（現:内閣官房内閣人事局公務員関係判例研究会） 会員（現任）  
2004年 4月 株式会社ふるさとサービス 社外監査役（現任）  
2007年11月 国土交通省中央建設工事紛争審査会 特別委員（現任）  
2008年 4月 早稲田大学大学院法務研究科（法科大学院） 非常勤講師  
2014年 6月 データリンクス株式会社 社外監査役  
2018年 6月 当社 監査役（現任）  
2018年 6月 日本電気株式会社 社外監査役（現任）  
2018年 6月 住友金属鉱山株式会社 社外取締役（現任）  
2021年 6月 大日本印刷株式会社 社外監査役（現任）

## 重要な兼職の状況

太田・石井法律事務所 副所長、株式会社ふるさとサービス 社外監査役、  
日本電気株式会社 社外監査役、住友金属鉱山株式会社 社外取締役、大日本印刷株式会社 社外監査役

## 選任理由および期待される役割の概要

弁護士の資格を有しており、法務および労務に関する豊富な経験と専門知識を当社の監査体制にかしただくとともに、業務執行の監督機能強化への貢献および幅広い視点からの助言が期待されるため、監査等委員である社外取締役候補者といたしました。

## 独立性に係る事項

石井妙子氏は、東京証券取引所が定める独立性の要件を満たしており、かつ、当社と同氏との人的関係、資本関係、取引関係などを総合的に勘案し、一般株主と利益相反が生ずるおそれがないものと判断したことから、同氏の独立性が確保されていると判断しております。

同氏は、太田・石井法律事務所の業務執行者を務めておりますが、同事務所と当社グループとの間には、取引関係はございません。

（注）石井妙子氏は、監査等委員である社外取締役候補者であります。なお、同氏につきましては、東京証券取引所に対し独立役員として届け出ております。当社は、同氏の選任が承認された場合、引き続き同氏を独立役員として届け出る予定でありません。

候補者番号

4

たけい  
竹井ゆたか  
豊 (1955年10月23日生)

新任

社外

独立

男性



● 監査役在任年数  
3年（本総会最終時）

● 所有する当社株式数

—

### 略歴、地位、担当の状況

1999年 4月 三井信託銀行株式会社 難波支店長  
 2000年 4月 中央三井信託銀行株式会社 難波支店長  
 2000年11月 同社 日本橋営業第六部長  
 2001年 7月 同社 浦和支店長  
 2002年10月 同社 仙台支店長  
 2003年10月 同社 証券代行部長  
 2007年10月 同社 執行役員証券代行部長（2009年5月退任）  
 2009年 6月 東京証券代行株式会社 代表取締役社長（2017年3月退任）  
 2017年 4月 富士シテイオ株式会社 顧問  
 2017年 5月 同社 取締役  
 2018年 1月 同社 常務取締役（2019年5月退任）  
 2019年 5月 東京証券代行株式会社 顧問（2020年10月退任）  
 2019年 6月 当社 監査役（現任）  
 2021年 4月 公益財団法人公益法人協会 主任研究員  
 2021年 6月 同協会 調査部長（現任）

### 重要な兼職の状況

公益財団法人公益法人協会 調査部長

### 選任理由および期待される役割の概要

信託銀行、專業証券代行および小売業の企業の経営陣としての豊富な経験と高い見識を当社の監査体制にいかしていただくとともに、業務執行の監督機能強化への貢献および幅広い視点からの助言が期待されるため、監査等委員である社外取締役候補者といいたしました。

### 独立性に係る事項

竹井豊氏は、東京証券取引所が定める独立性の要件を満たしており、かつ、当社と同氏との人的関係、資本関係、取引関係などを総合的に勘案し、一般株主と利益相反が生ずるおそれがないものと判断したことから、同氏の独立性が確保されていると判断しております。

同氏は、過去に当社の取引先である中央三井信託銀行株式会社（現三井住友信託銀行株式会社）の業務執行者を務めておりましたが、退任してから既に13年が経過しており、退任後は同社の業務執行に携わっていないことから独立性に影響がないものと判断しております。同社と当社グループとの間には、年間6億円未満・売上高構成比0.7%未満（2022年3月期実績（連結））の取引が存在します。当社においては、同社をはじめ金融機関からの借入はございません。

また、同氏は、過去に東京証券代行株式会社および富士シテイオ株式会社の業務執行者を務めておりましたが、両社と当社グループとの間には、取引関係はございません。

（注）竹井豊氏は、監査等委員である社外取締役候補者であります。なお、同氏につきましては、東京証券取引所に対し独立役員として届け出ております。当社は、同氏の選任が承認された場合、引き続き同氏を独立役員として届け出る予定であります。

（注）1. 各監査等委員である取締役候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。

2. 当社は、行本憲治、石井妙子および竹井豊の各氏との間で会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しており、当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、100万円または同法第425条第1項に定める額のいずれか高い額を責任の限度としております。各氏の選任が承認された場合は、当社は各氏との間で当該責任限定契約を継続する予定であります。また、坂本孝雄氏の選任が承認された場合には、同氏との間で同様の責任限定契約を締結する予定であります。
3. 当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しており、これにより、取締役等が業務に起因して損害賠償責任を負った場合における損害賠償金および訴訟費用等を補填することとしております。各候補者が監査等委員である取締役に選任され就任した場合には、いずれの候補者も当該保険の被保険者となる予定であります。当該保険の契約期間は1年間であり、当該期間の満了前に取締役会において決議のうえ、これを更新する予定であります。なお、当該保険の保険料は、全額当社が負担しております。

## 【ご参考】スキル・マトリックス

当社の長期展望（Vision2030）および中期経営計画（2022～2024年度）の実現に向けて、5つの重要課題に照らし、取締役役に発揮が望まれるスキル、およびスキル・マトリックスは以下のとおりです。

### ■重要課題

提案価値の向上、SI×デジタルのコンビネーション、新規領域・グローバルへの進出、ESGへの取組み強化、自社経営基盤の改革

### ■スキルの考え方

| スキル            | スキルの考え方                                                                                             |
|----------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 企業経営           | サステナブル経営を実践し、社会と共に成長する企業を目指した <b>ESGへの取組みを強化</b> するため、上場企業での経営経験とそのスキル発揮を期待。                        |
| 国際性            | 新たな事業成長機会、および収益源を獲得するため <b>新規領域・グローバルへの進出</b> を目指すため、海外事業の経験を通じた知見と今後の事業展開におけるスキル発揮を期待。             |
| 営業/マーケティング     | 幅広い提案力や先端テクノロジーを活用した課題解決により、 <b>提案価値の向上</b> を実現するため、営業/マーケティング分野の業務経験とそのスキル発揮を期待。                   |
| 開発/R & D       | 当社の強みであるSIビジネスにデジタル・ソリューション・サービスをアドオンし、 <b>SI×デジタルのコンビネーション</b> を実現するため、開発/R & D分野の業務経験とそのスキル発揮を期待。 |
| 財務/資本戦略        | 正確な財務報告に加え、盤石な財務基盤を活かした継続的な投資を行い、事業面の強化及び <b>自社経営基盤の改革</b> を行うため、財務/資本戦略分野の業務経験とそのスキル発揮を期待。         |
| 人材開発/D & I     | 社員が働く喜びを分かち合い、多様性を尊重するダイバーシティ&インクルージョンを実現し <b>ESGへの取組みを強化</b> するため、人材開発/D & I分野の業務経験とそのスキル発揮を期待。    |
| 内部統制/リスクマネジメント | ガバナンス強化やリスク管理体制の構築・実践、また、 <b>ESGへの取組みを強化</b> するため、内部統制/リスクマネジメント分野の業務経験とそのスキル発揮を期待。                 |

### ■スキル・マトリックス

| 氏名     | 企業経営 | 国際性 | 営業/<br>マーケティング | 開発/<br>R & D | 財務/<br>資本戦略 | 人材開発/<br>D & I | 内部統制/<br>リスクマネジメント |
|--------|------|-----|----------------|--------------|-------------|----------------|--------------------|
| 西田 公一  | ●    |     | ●              | ●            | ●           |                |                    |
| 北村 友朗  | ●    |     | ●              | ●            |             | ●              |                    |
| 竹内 実   |      | ●   | ●              | ●            |             |                |                    |
| 浅見 伊佐夫 |      |     |                | ●            | ●           |                | ●                  |
| 小林 浩利  |      |     | ●              | ●            |             |                |                    |
| 平田 正之  | ●    | ●   |                |              | ●           |                | ●                  |
| 穴戸 信哉  | ●    |     | ●              |              |             | ●              |                    |
| 山田 伸一  | ●    | ●   |                | ●            |             |                |                    |
| 増田 由美子 |      | ●   | ●              |              |             | ●              |                    |
| 坂本 孝雄  |      |     |                |              | ●           | ●              | ●                  |
| 行本 憲治  | ●    | ●   |                |              | ●           |                | ●                  |
| 石井 妙子  |      |     |                |              |             | ●              | ●                  |
| 竹井 豊   | ●    |     |                |              | ●           |                | ●                  |

注：保有するスキルのうち、特にその発揮が望まれる項目について最大4つに「●」をつけています。このため、印のある項目が有するすべての知見や経験を表すものではありません。

## 第5号議案 監査等委員でない取締役の報酬等の額決定の件

当社は、取締役の報酬等について、2016年6月23日開催の第44回定時株主総会において、年額300百万円以内（うち、社外取締役分は年額40百万円以内）とご承認いただいておりますが、第2号議案「定款一部変更の件」が原案どおり承認された場合、当社は監査等委員会設置会社へ移行することから、改めて監査等委員会設置会社へ移行した後の監査等委員でない取締役の報酬等の額を年額300百万円以内（うち、社外取締役分は40百万円以内）とすること、および各監査等委員でない取締役に対する具体的金額、支給の時期等の決定は、取締役会の決議によるものとするにつきご承認をお願いするものであります。

当社は、監査等委員会設置会社に移行し、本議案をご承認いただいた場合、取締役の個人別の報酬等について、本議案末尾に記載の「取締役の個人別の報酬等の決定方針」を取締役会で決議することを予定しております。本議案に係る報酬等の額は、当該方針に基づいて固定報酬及び業績連動報酬を支給するために必要かつ合理的なものであり、かつ、これまでの取締役の報酬の支給限度額、当社の事業規模、取締役の数及び昨今の経済情勢等諸般の事情を考慮したものであり、相当であると判断しております。なお、この報酬等には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まないものといたします。

現在の取締役は10名ですが、第2号議案「定款一部変更の件」および第3号議案「監査等委員でない取締役9名選任の件」が原案どおり承認された場合、監査等委員でない取締役の員数は9名（うち、社外取締役4名）となります。

本議案の内容は、第2号議案「定款一部変更の件」における定款変更の効力発生を条件として、効力を生じるものといたします。

### <取締役の個人別の報酬等の決定方針>

- ・ 監査等委員でない取締役（社外取締役を除く）の報酬等の額またはその算定方法は、過去の支給実績および会社の業績を総合的に勘案したうえで決定することとし、固定報酬と業績連動報酬、非金銭報酬により構成する。社外取締役（監査等委員である取締役を除く）の報酬は固定報酬のみとする。
- ・ 業績連動報酬については賞与として支給するものとし、その算定は、基準とする連結経常利益の額を定め、賞与支給年度の連結経常利益を比較し、当該成長率を業績連動分基準額に乗算することにより行うものとする。ただし、業績が著しく悪化した場合、支給を行わないことがある。
- ・ 非金銭報酬については、株式報酬として譲渡制限付株式を支給するものとし、その算定は、当社の企業価値の持続的な向上を図るインセンティブとして適切に機能するよう、役位に応じてあらかじめ基準額を定めるものとする。なお、基準額については、企業価値（株価）や中期計画の達成度合いを評価して、毎年改めることとする。
- ・ 固定報酬、業績連動報酬および非金銭報酬の支給割合の決定においては、役位が上がるにつれて、基本報酬（固定報酬）の割合を減らし、賞与（業績連動報酬）、株式報酬（非金銭報酬）の割合を増やすものとする。
- ・ 監査等委員でない取締役の報酬等を与える時期は、基本報酬は毎月、賞与と株式報酬（社外取締役を除く）は年1回とする。

・監査等委員でない取締役の個人別の報酬等の決定について、以下のとおり委任する。

1) 委任を受ける者

取締役会長、ただし、取締役会長が欠員であるときは、取締役社長とする。

2) 委任する権限

各監査等委員でない取締役（社外取締役）に対して支給する基本報酬（固定報酬）、賞与（業績連動報酬）および株式報酬（非金銭報酬）額の決定を、株主総会で承認いただいた報酬限度額の年額、および付与する普通株式の総数の上限の範囲内で決定する。また、各社外取締役（監査等委員である取締役を除く）に対して支給する基本報酬（固定報酬）の決定を、株主総会で承認いただいた報酬限度額の年額の範囲内で決定する。

3) 委任された権限が適切に行使されるための措置

上記1) で委任を受けた者は、指名・報酬委員会（構成員の過半数を独立社外取締役が占める）の答申内容に則って、個人別の報酬を算定するものとする。

## 第6号議案 監査等委員である取締役の報酬等の額決定の件

第2号議案「定款一部変更の件」が原案どおり承認された場合、当社は監査等委員会設置会社へ移行することから、監査等委員会設置会社へ移行した後の監査等委員である取締役の報酬等の額を年額60百万円以内とすること、および各監査等委員である取締役に対する具体的金額、支給の時期等の決定は、監査等委員である取締役の協議によるものとするにつきご承認をお願いするものであります。本議案に係る報酬等の額は、監査等委員である取締役の職責及び昨今の経済情勢等諸般の事情を考慮したものであり、相当であると判断しております。

第2号議案「定款一部変更の件」および第4号議案「監査等委員である取締役4名選任の件」が原案どおり承認された場合、監査等委員である取締役の員数は4名となります。

本議案の内容は、第2号議案「定款一部変更の件」における定款変更の効力発生を条件として、効力を生じるものといたします。

## 第7号議案 監査等委員でない取締役（社外取締役を除く）に対する譲渡制限付株式の割当てのための報酬決定の件

当社は、2021年6月24日開催の第49回定時株主総会において、現在の取締役（社外取締役を除く）を対象とした譲渡制限付株式報酬制度（以下「本制度」という）の導入についてご承認いただいておりますが、第2号議案「定款一部変更の件」が原案どおり承認された場合、当社は監査等委員会設置会社へ移行することから、現在の取締役に対する本制度に係る報酬枠を廃止し、監査等委員でない取締役（社外取締役を除き、以下「対象取締役」という）に対して、下記の内容の本制度に基づく報酬枠を改めて設定することにつきご承認をお願いするものであります。

この報酬枠は、現在の本制度と同様、第5号議案「監査等委員でない取締役の報酬等の額決定の件」とは別枠で設定するものです。

## 本制度の概要

|                     |                                                  |
|---------------------|--------------------------------------------------|
| 付 与 対 象 者           | 監査等委員でない取締役（社外取締役を除く）                            |
| 譲 渡 制 限 期 間         | 30年（退職時に譲渡制限解除）                                  |
| 金 銭 報 酬 債 権 の 総 額   | 年額45百万円以内                                        |
| 発行または処分する普通株式の総数の上限 | 年26,000株以内                                       |
| 希 薄 化 率 （ 上 限 ）     | 0.053%<br>26,000株（上限株式の総数）／49,072,632株（発行済株式の総数） |

本議案に基づき対象取締役に対して支給する金銭報酬債権の総額は、上記の目的を踏まえ相当と考えられる金額として、従来どおり年額45百万円以内といたします。

なお、監査等委員会設置会社に移行し、本議案をご承認いただいた場合、第5号議案末尾に記載の「取締役の個人別の報酬等の決定方針」を取締役会で決議することを予定しており、各対象取締役への具体的な支給時期及び配分については、当該方針に従って取締役会において決定することといたします。

なお、本制度の目的及び本制度により1年間に付与される株式の発行済株式総数（2022年3月31日時点）に占める割合は最大で0.053%とその希薄化率は軽微であることから、本制度に基づく譲渡制限付株式の付与は相当であると考えております。

現在の取締役（社外取締役を除く）は6名ですが、第2号議案「定款一部変更の件」および第3号議案「監査等委員でない取締役9名選任の件」が原案どおり承認された場合、対象取締役の員数は5名となります。

本議案の内容は、第2号議案「定款一部変更の件」における定款変更の効力発生を条件として、効力を生じるものといたします。

## 記

対象取締役は、原則として毎事業年度、当社の取締役会決議に基づき支給される金銭報酬債権の全部を現物出資財産として当社に給付し、当社普通株式について発行又は処分を受けるものといたします。本制度により当社が対象取締役に対して発行又は処分する当社普通株式の総数は年26,000株を上限といたします。但し、本株主総会の決議日以降の日を効力発生日とする当社普通株式の株式分割（当社普通株式の株式無償割当を含む）又は株式併合が行われた場合、当該効力発生日以降、必要に応じて合理的な範囲で調整できるものといたします。

なお、本制度に基づき対象取締役に対して発行又は処分される当社普通株式の1株当たりの払込金額は、当該当社普通株式の募集事項を決定する各取締役会決議の日の前営業日の東京証券取引所における普通株式の終値（同日に取引が成立していない場合は、それに先立つ直近取引日の終値）を基礎として、対象取締役に特に有利な金額にならな



い範囲において取締役会にて決定いたします。

また、これによる当社普通株式の発行又は処分にあつては、当社と対象取締役との間で、以下の内容を含む譲渡制限付株式割当契約（以下「本割当契約」という）を締結するものいたします（本割当契約により割当てを受けた普通株式を、以下「本割当株式」という）。

### (1) 譲渡制限期間

対象取締役は、本割当株式の払込期日から30年間（以下「本譲渡制限期間」という）、本割当株式について、譲渡、担保権の設定、生前贈与その他の処分をしてはならないものいたします。

### (2) 譲渡制限の解除条件

対象取締役が本譲渡制限期間中、継続して当社の取締役その他当社取締役会で定める地位にあつたことを条件として、本割当株式の全部について、本譲渡制限期間が満了した時点をもって譲渡制限を解除いたします。但し、対象取締役が、本譲渡制限期間が満了する前に、正当な理由により退任又は退職等した場合、譲渡制限を解除する本割当株式の数及び譲渡制限を解除する時期を、必要に応じて合理的に調整するものいたします。

### (3) 無償取得事由

上記(2)で定める譲渡制限解除時点において、譲渡制限が解除されていない本割当株式がある場合には、当社はこれを当然に無償で取得いたします。その他の無償取得事由は、当社の取締役会決議に基づき、本割当契約に定めるものいたします。

### (4) 組織再編等における取扱い

上記(1)の定めにかかわらず、当社は、本譲渡制限期間中に、当社が消滅会社となる合併契約、当社が完全子会社となる株式交換契約又は株式移転計画その他の組織再編等に関する事項が当社の株主総会（但し、当該組織再編等に関して当社の株主総会による承認を要さない場合においては当社の取締役会）で承認された場合には、譲渡制限を解除する本割当株式の数及び譲渡制限を解除する時期を、必要に応じて合理的に調整するものいたします。その場合、譲渡制限が解除された直後の時点において、譲渡制限が解除されていない本割当株式がある場合には、当社はこれを当然に無償で取得いたします。

### (5) その他の事項

本割当契約に関するその他の事項は、当社の取締役会において定めるものいたします。

なお、本制度により対象取締役に割当てられた株式は、本譲渡制限期間中の譲渡、担保権の設定、生前贈与その他の処分をすることができないよう、本譲渡制限期間中は、当社が定める証券会社に対象取締役が開設する専用口座で管理される予定です。

以上

## 1 企業集団の現況に関する事項

### 1. 事業の経過および成果

当連結会計年度におけるわが国経済は、新型コロナウイルス感染症の影響により依然として厳しい状況が残る中で、一部に弱さがみられました。先行きについては、ウクライナ情勢による不透明感の中で、原材料価格の上昇、供給面での制約等による下振れリスク、感染症による影響などに十分注意する必要があります。

このような状況下において当社グループは、中期経営計画（2019年4月～2022年3月）として、「明日の社会に新たな価値を提供する Next Value Creator」をビジョンに掲げ、「持続可能な社会の実現」、「新たなSlerへの進化」ならびに「自律型人材への変革」の3つの基本方針を策定し、5つの重点施策（「営業力・SI力の強化」、「新規事業の創出」、「グループ経営基盤の強化」、「社内システム・事務の刷新」、「働き方改革の実践」）について取り組みました。

#### 営業力・SI力の強化

デジタル社会の進展にともなう当社DXビジネス拡大のため、2021年4月、デジタルソリューション事業本部を新設するとともに、プロモーション活動、マーケティングリサーチ、情報提供サイトの開設など営業力の強化に取り組んでいます。

当期では、公共関連のネットワークシステムの運用において、煩雑なヘルプデスク業務などの効率化に強みのある「ReSM plus」が採用されるなど、顧客ニーズに応えた提案活動を実施しました。

2021年11月、当社と株式会社パシフィックビジネスコンサルティングは、クラウド型ビジネスアプリケーション「Microsoft Dynamics 365」を活用したシステム開発で業務提携をしました。当社の業務ノウハウやシステム開発力と同社のコンサルティング力を組み合わせ、住宅業界向け専用のCRM（顧客関係管理）システムの共同開発を第一弾として進めるなど、今後も顧客に付加価値の高いサービスを提供していきます。

2021年12月、ServiceNow, Incのサービスパートナープログラムにおいて、システムインテグレーションの実績、顧客評価ならびにエンジニア育成などの要件を充足したことから、「Premier（プレミア）」セグメントに認定されました。引き続きクラウドビジネス拡大に取り組んでいきます。

#### 新規事業の創出

当期では、中期経営計画の当初目標を上回る、DX関連売上高比率35%、およびDX人材900名の育成に取り組みました。その結果、当期のDX関連売上高は約325億円（前年同期は約276億円）、売上高比率34.4%、DX人材843名（前連結会計年度末は584名）となりました。今後もデジタル、ソリューション、サービスなど成長領域のさらなる伸長に向け、人材育成に努めていきます。

また、2021年6月、アイ・ネット・リリー・コーポレーション株式会社を連結子会社化しました。当社のネットワーク技術者のノウハウと同社の基盤設計・構築・運用管理の技術力を組み合わせ、ネットワークソリューションビジネスの強化を図りました。

更に、株式会社DTSインサイトはAIを活用した事業の拡大、人材交流を目的とし、株式会社調和技研と資本業務提携しました。

## グループ経営基盤の強化、社内システム・事務の刷新

2022年1月、当社は「プライム市場」に所属することが確定し、2022年4月に予定どおり移行しました。ESGへの取り組みでは、社内啓発のため「DTSグループSDGsアワード」を創設するとともに、SDGsに貢献する業務（前期通期売上高約166億円）の拡大を図っています。環境面においては、さらなるCO<sub>2</sub>排出量の削減や紙の使用量削減など新たな目標を設定し、環境負荷の低減を推進しています。

2021年11月、ステークホルダーとの建設的な対話を促進するため、「DTS Group REPORT 2021（統合報告書）」を発行しました。また、海外の顧客や投資家を含む全てのステークホルダーに対し必要な情報をわかりやすく発信するため、当社の英語版ホームページをリニューアルしました。

さらに、当社グループの教育専門会社である株式会社MIRUCAは、オンライン活用を前提とした新しい新入社員研修カリキュラムを開発しました。また、個々の技術レベルに応じた研修を一層充実させるため、DXエンジニア・アドバンスコースの新設に加え、DX関連のオンデマンド研修を拡充しました。今後も人材育成に注力していきます。

## 働き方改革の実践

健康経営の取り組みではコロナ禍やリモートワークにあって有効なオンライン診療の環境を整え、健診結果の相談、睡眠時無呼吸症候群検査、ならびに禁煙外来などに対応しています。加えて、運動不足の解消や心身の健康増進のため、オンライン整体ヨガや健康チャレンジキャンペーン（注1）を開催しています。

これらの取り組みにより、昨年に続き健康優良企業認定（金の認定）（注2）を取得しました。また、「健康経営銘柄2022」（注3）に選定されるとともに「健康経営優良法人（ホワイト500）2022」（注4）に認定されました。今後も健康経営を推進し、社員の健康増進・職場環境づくりに努めていきます。

## 譲渡制限付株式報酬制度の導入

当社の取締役（社外取締役を除く）および執行役員に対して企業価値の持続的な向上を図るインセンティブを与えるとともに、株主と一層の価値共有を進めることを目的として、譲渡制限付株式報酬制度を導入しました。

## 株主還元

資本効率の向上ならびに株主への一層の利益還元を図るため、2021年4～6月に385,200株、2022年2～3月に371,900株の自己株式を取得しました。また、2022年3月に保有する自己株式の一部である1,371,900株を消却しました。

## 新中期経営計画に向けた取り組み

取締役会の監督機能を強化し、コーポレート・ガバナンスの一層の充実を図るため、2022年6月23日開催予定の当社第50回定時株主総会の承認を条件として監査等委員会設置会社へ移行することを取締役会で決議しました。

2022年4月より始まる新たな中期経営計画に向け、当社グループの事業の変革や事業ポートフォリオの改革などの課題に対応していくため、製販の一体化、DX事業の更なる強化、サービスの充実など、必要な組織変更を行いました。また、ESG活動をより一層進めるため、担当組織を設け、全社横断的な活動のさらなる強化を図ります。

企業を取り巻く環境が大きく変化する中、持続可能な社会の実現と企業の持続的成長を両立していくことが重要な経営課題であるとの認識に立ち、当社グループの環境・社会への取り組みをより一層強化するため「サステナビリティ委員会」を新たに設置しました。

以上の結果、当連結会計年度の売上高は、944億52百万円（前年同期は904億93百万円）と増収となりました。これは、DX関連の案件が順調に推移していることや基盤プロダクト分野において、アイ・ネット・リリー・コーポレーション株式会社を連結子会社化したことによるものです。売上総利益は、売上高の増加により191億41百万円（前年同期は180億54百万円）となりました。販売費及び一般管理費は、79億44百万円（前年同期は72億37百万円）となりました。これは、研究開発費用を増加させたことなどによるものです。営業利益は、売上総利益の増加により、12期連続増益、8期連続過去最高の111億96百万円（前年同期は108億17百万円）、並びに営業利益率は11.9%となり6期連続営業利益率10%以上を達成しました。また、経常利益は、114億3百万円（前年同期は111億31百万円）となりました。親会社株主に帰属する当期純利益は、営業利益の増加などにより、78億53百万円（前年同期は75億93百万円）となりました。

(注1) 健康チャレンジキャンペーン

社員の健康維持・増進活動をポイント化し一定の基準を満たす社員に健康サービス費用などを補助する健康推進活動。

(注2) 健康優良企業認定（金の認定）

東京都の健康保険組合などで構成される健康企業宣言東京推進協議会による健康優良企業の認定で企業全体で健康づくりに取り組むことを宣言し、一定の成果を上げた場合に認定される制度。

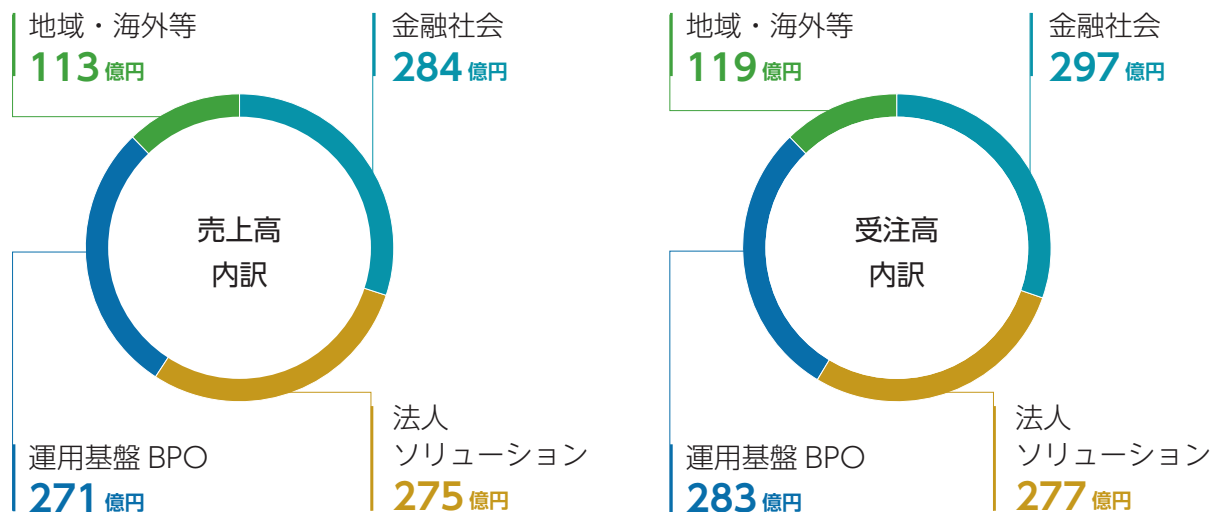
(注3) 健康経営銘柄2022

経済産業省と東京証券取引所が、従業員の健康管理を経営的な視点で考え戦略的に健康経営に取り組む上場企業の中から、32業種50社を選定するもの。長期的な視点から企業価値の向上を重視する投資家に対して、魅力ある企業として紹介することをつうじて、企業による「健康経営」の取り組みを促進することを目指すもの。

(注4) 健康経営優良法人（ホワイト500）

経済産業省と日本健康会議により、健康増進の取り組みを実践している法人を顕彰する制度。その中で、特に優れた健康経営を実践している大規模法人の500社を「ホワイト500」として認定している。

セグメント別の取り組みについては、以下のとおりです。



### セグメント別売上高、受注高 ( ) 内は売上高構成比

(単位：百万円)

|             | 売上高                |                    |       |           | 受注高                |                    |                   |           |
|-------------|--------------------|--------------------|-------|-----------|--------------------|--------------------|-------------------|-----------|
|             | 第49期<br>(2020年度)   | 第50期<br>(2021年度)   |       | 前年比<br>増減 | 第49期<br>(2020年度)   | 第50期<br>(2021年度)   |                   | 前年比<br>増減 |
| ■ 金融社会      | 28,444<br>(31.4%)  | 28,429<br>(30.1%)  | 0.1%減 |           | ↘                  | 27,993<br>(30.8%)  | 29,749<br>(30.4%) |           |
| ■ 法人ソリューション | 26,365<br>(29.1%)  | 27,512<br>(29.1%)  | 4.4%増 | ↗         | 26,892<br>(29.5%)  | 27,780<br>(28.4%)  | 3.3%増             | ↗         |
| ■ 運用基盤BPO   | 25,238<br>(27.9%)  | 27,199<br>(28.8%)  | 7.8%増 | ↗         | 25,910<br>(28.5%)  | 28,331<br>(29.0%)  | 9.3%増             | ↗         |
| ■ 地域・海外等    | 10,444<br>(11.5%)  | 11,311<br>(12.0%)  | 8.3%増 | ↗         | 10,230<br>(11.2%)  | 11,949<br>(12.2%)  | 16.8%増            | ↗         |
| ■ 合計        | 90,493<br>(100.0%) | 94,452<br>(100.0%) | 4.4%増 | ↗         | 91,026<br>(100.0%) | 97,810<br>(100.0%) | 7.5%増             | ↗         |

(注)2021年度から「収益認識に関する会計基準」を適用しておりますが、前年比は、同基準適用前の前年(2020年度)実績と比較しています。

## 金融社会

通信業や証券会社向けの開発案件が堅調に推移したものの銀行業のプロジェクトが軟調に推移し、売上高は284億29百万円（前年同期は284億44百万円）となりました。

2021年6月、アンチマネーロンダリングの国際基準に準拠し、関連業務を幅広くサポートするパッケージシステム「AMLion（アムリオン）」が三菱UFJモルガン・スタンレー証券株式会社様に採用されました。2022年1月には、証券・保険・カード会社向けに、金融庁ガイドライン対応の制裁リスト照合機能の提供および無償トライアルを開始しました。引き続き、マネーロンダリング対策およびテロ資金供与対策の領域にとどまらず証券会社や暗号資産交換所の売買審査管理システムとしての提供も行っていきます。

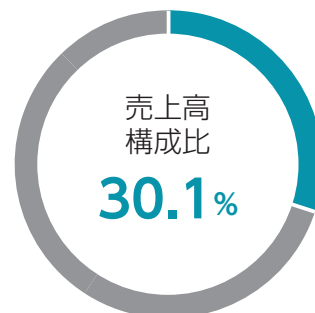
また、キャッシュレス決済の不正検知において課題になっていた誤検知や新たな不正手口への対応を実現するため、アルテアエンジニアリング株式会社と提携し、AIとルールベースエンジンを組み合わせたハイブリッド型「不正予測検知ソリューション」の販売を開始しました。今後も金融機関の金融犯罪対策をトータルでサポートしていきます。

さらに、業務知識があれば、誰でも簡単にAIを活用したデータ分析ができる「DAVinCI LABS（ダヴィンチ・ラボ）」について、従来より低コストで導入可能なSaaS型クラウドサービス「DAVinCI Jr.（ダヴィンチ・ジュニア）」の提供を開始しました。

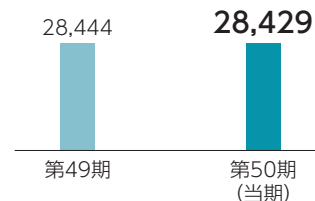
### 主要な事業内容

銀行業、保険業、証券業などの金融分野や、医療福祉、年金、自治体、通信の社会公共分野の顧客に対し、以下のサービスを提供

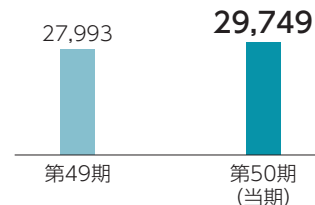
- 情報システム導入のためのコンサルティング
- システムの設計、開発、運用、保守など（基盤およびネットワークなどの設計・構築を含む）
- 自社開発ソリューションの導入、運用、保守など



■ 売上高 （単位：百万円）



■ 受注高 （単位：百万円）



## 法人ソリューション

クラウドや自社パッケージを活用したDX関連案件などが順調に推移し、売上高は275億12百万円（前年同期は263億65百万円）となりました。

2021年6月、工事の進捗管理やその報告、および図面などの資料管理機能を備えた施工管理アプリケーションをリリースしました。今後も、建設業や不動産業のさらなる業務効率向上を図るため、機能追加やカスタマイズを柔軟に加えることで、顧客のニーズにあわせた販売を展開していきます。

また、電子政府の総合窓口であるe-Gov電子申請システム（注5）と簡易な連携を実現する「eG-Connector（イージーコネクター）」において、マイナポータル経由で健康保険組合向けの申請も可能とするなど、SAP関連ソリューションの強化に取り組んでいます。

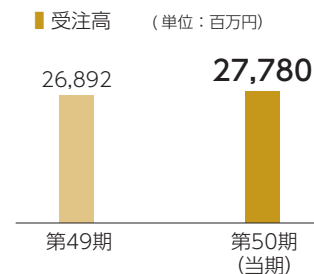
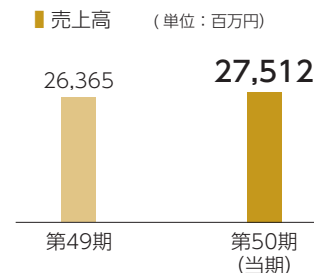
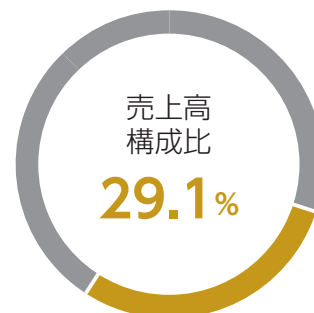
2022年2月、アマゾン ウェブ サービス（AWS）導入前のサポートから運用保守まで包括的に対応するため、「AWS 導入・運用サービス」の提供を開始しました。

株式会社D T S インサイトでは、SiFive社製RISC-V（注6）開発ボードの新製品「HiFive Unmatched」の販売を開始しました。自動車、産業機器、OA機器といった各種業界向けにRISC-Vのアプリケーションや製品の構築を容易に実現するものです。今後も、RISC-V関連製品の販売拡大を推進していきます。

### 主要な事業内容

情報サービス業、製造業、小売業、流通業、航空運輸業などの顧客に対し、以下のサービスを提供

- 情報システム導入のためのコンサルティング
- システムの設計、開発、運用、保守など（基盤およびネットワークなどの設計・構築、組込みを含む）
- 自社開発ソリューションやERPソリューションなどの導入、運用、保守など



## 運用基盤BPO

基盤プロダクト分野において、前期大型案件の影響や半導体供給不足による納品遅延などがあったものの、情報通信業のシステム運用設計などが堅調に推移したことに加え、アイ・ネット・リリー・コーポレーション株式会社の連結子会社化により、売上高は271億99百万円（前年同期は252億38百万円）となりました。

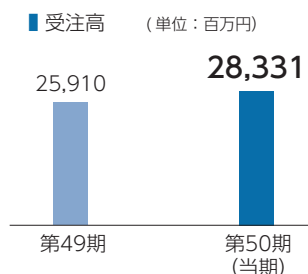
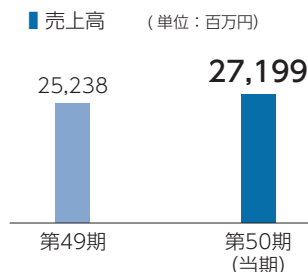
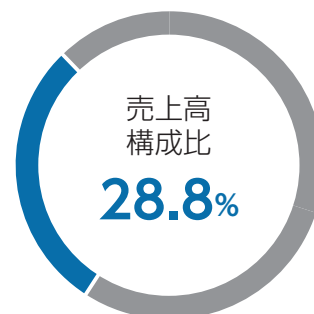
社内ヘルプデスク業務をデジタル技術でサポートする「ReSM plus」の販売拡大、その基盤として活用している「ServiceNow」のSI案件の獲得に努めています。

また、2021年6月にアイ・ネット・リリー・コーポレーション株式会社を連結子会社化し、ファシリティを含めたネットワーク基盤構築全体をカバーする体制を構築しました。当期から協業実績を着実に重ねており、今後も当社グループの強みを活かして、ネットワークソリューションビジネスの拡大に取り組んでいきます。

### 主要な事業内容

顧客に対し、以下のサービスを提供

- クラウド系サービスや仮想化システムなども含めたトータルな情報システムの運用設計、保守
- 常駐または遠隔によるシステムの運用、監視業務
- ITインフラを中心としたシステムの運用診断や最適化サービスなど
- システム機器の販売など





## 地域・海外等

地域の情報通信業の開発案件などが堅調に推移し、売上高は113億11百万円（前年同期は104億44百万円）となりました。

2021年4月、DTS SOFTWARE VIETNAM CO., LTD.は、ベトナムソフトウェア・IT協会が主催する「サオ・クエ2021」に、当社から開発を請け負う「Walk in home」をエントリーし、ニューソフトウェアプロダクト&ソリューション分野の商品およびサービス部門で最優秀の「サオ・クエ賞（注7）」を受賞しました。

株式会社DTSWESTでは、AIを活用したFAQソリューション「kotosora」（注8）が、鳥取県の「自動車税チャットボット」、「競争入札参加資格チャットボット」に導入されました。さらに、袖ヶ浦市においては、総合行政ネットワーク対応AI FAQソリューション「kotosora for LGWAN」（注9）を活用した「庁内向けAIチャットボット」の実証実験を行いました。

また、接触による感染リスクを軽減するため、空中タッチパネルを利用した大学向け証明書発行機を開発し、国立大学法人京都芸繊維大学において採用されました。

今後もこれまで培ったノウハウとDX技術により地域の発展に貢献していきます。

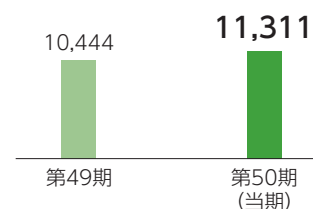
### 主要な事業内容

地域企業やグローバルに展開する海外企業などの顧客に対し、以下のサービスを提供

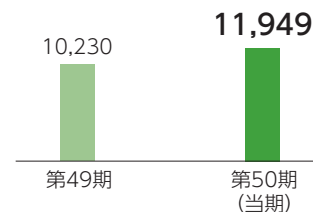
- システムの設計、開発、保守や自社開発を含むソリューションの導入
- IT分野における教育サービスなど
- アウトソーシングサービスおよびソフトウェアの設計、開発、運用、保守など



■ 売上高 （単位：百万円）



■ 受注高 （単位：百万円）



- (注5) e - Gov電子申請システム  
電子政府の総合窓口「e-Gov」の機能の一つで、書面による申請や届出を不要としインターネットを利用して行政手続きを行えるようにした申請のシステム。
- (注6) RISC-V  
オープンソースとして公開された命令セットアーキテクチャ(Instruction. SetArchitecture: ISA)。
- (注7) サオ・クエ賞  
ベトナムのITソフトウェア産業開発を促進するため、2003年から開催。優れたIT企業や製品などを表彰している。
- (注8) kotosora  
AIチャットエンジンを活用することにより、人と会話しているような自然なやりとりでFAQを利用できるソリューション。
- (注9) kotosora for LGWAN  
総合行政ネットワーク (LGWAN) 上で利用できる多言語AIチャットボットサービス。

## 2. 設備投資の状況

当連結会計年度に実施しました設備投資の総額は、3億12百万円です。

その主なものは、事務機器およびネットワーク機器などの器具及び備品の取得が1億28百万円、社内利用目的のソフトウェアの開発および取得が1億6百万円、市場販売目的のソフトウェアの開発が36百万円です。

なお、事業の種類ごとに記載することは困難であるため記載を省略しています。

## 3. 資金調達の状況

当連結会計年度につきましては、特記すべき事項はありません。

## 4. 対処すべき課題

当社グループを取り巻く環境は大きく変化していくことが予想されています。

当社グループは、IT市場や技術、ESG等の環境変化を捉え、既存SIビジネスモデルの進化に加えてデジタル、ソリューションおよびサービスビジネスや、それらを実現する人材などへの積極的な投資により、新たな成長モデルを構築し、社会的価値・経済的価値の創出という両輪でさらなる企業価値の向上を目指すため、Vision2030を策定しました。

これらの実現に向け、「提案価値の向上」、「SI×デジタルのコンビネーション」、「新規領域・グローバルへの進出」、「ESGへの取り組み強化」、「自社経営基盤の改革」を重要課題に設定し、取り組みを進めていきます。

また、Vision2030の1st Stageとなる中期経営計画（2022年4月～2025年3月）では、事業および経営基盤の両面において重要課題を設定し、それを実現するため以下のとおり目指してまいります。

### <2025年3月期 財務目標>

|      |            |           |
|------|------------|-----------|
| 事業収益 | 連結売上高      | 1,100億円以上 |
|      | EBITDA     | 130億円以上   |
|      | EBITDAマージン | 12%程度     |
| 投資   | 投資枠（3年間累計） | 250億円     |
| 経営効率 | ROE        | 13%以上     |
| 株主還元 | 配当性向       | 50%以上     |
|      | 総還元性向      | 70%以上     |

### <2025年3月期 非財務目標>

|      |                   |       |
|------|-------------------|-------|
| 注力領域 | フォーカスビジネス（※1）売上高  | 40%以上 |
| ESG  | CO2排出量削減（2013年度比） | 50%以上 |
|      | SDGs関連売上高（※2）     | 40%以上 |
|      | 女性管理職比率           | 6%以上  |
|      | 女性取締役比率           | 10%以上 |
|      | 独立社外取締役           | 過半数   |

（※1）デジタルBiz・ソリューションBiz・サービスBizの3つの成長エンジンで構成される、今後注力していくビジネス領域

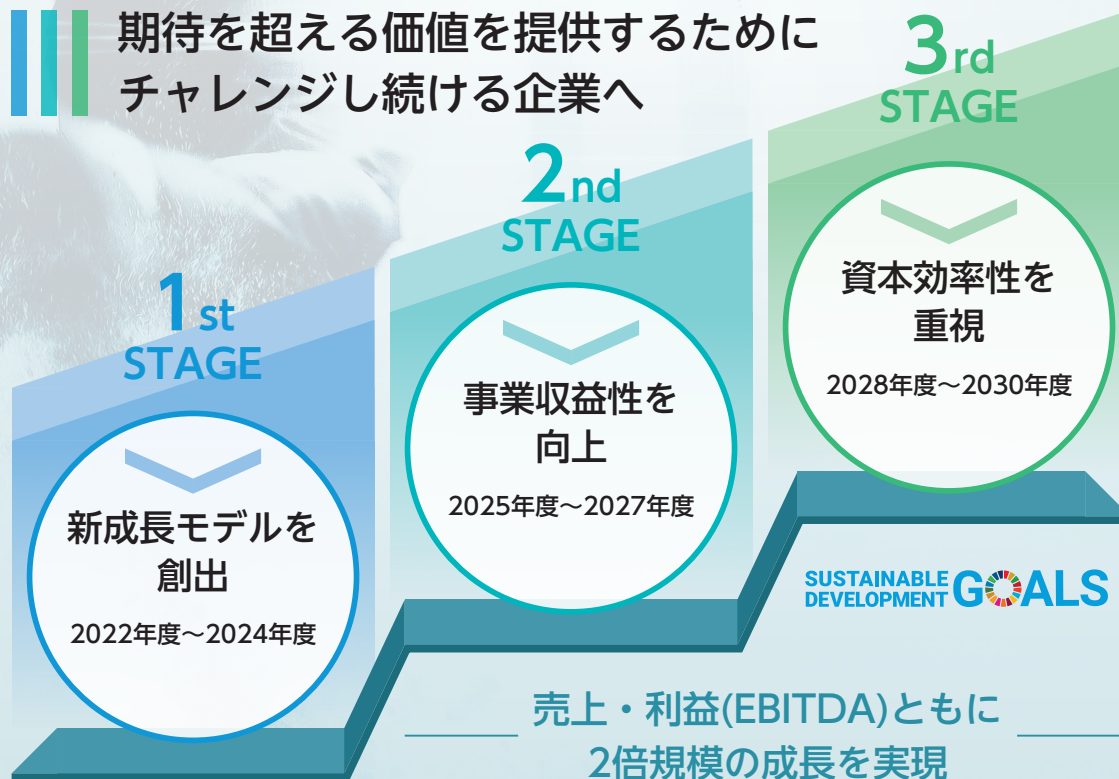
（※2）SDGsゴール(17項目)に適応するプロジェクトの売上高

【ご参考】 Vision2030における実行プロセス

長期展望

## 3つのステージに分けて推進し、 Vision2030を実現する

期待を超える価値を提供するために  
チャレンジし続ける企業へ



成長投資を積極的に実施し、  
利益率(EBITDAマージン)の  
向上を図る

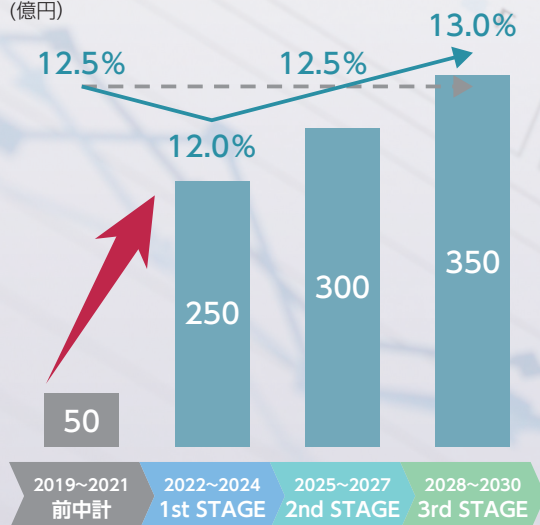
利益額(EBITDA)を2倍に引  
き上げ、ROEの向上を図る

### 株主還元

配当性向 毎期 **50** %以上  
総還元性向 毎期 **70** %以上  
2022年度は **130** %程度

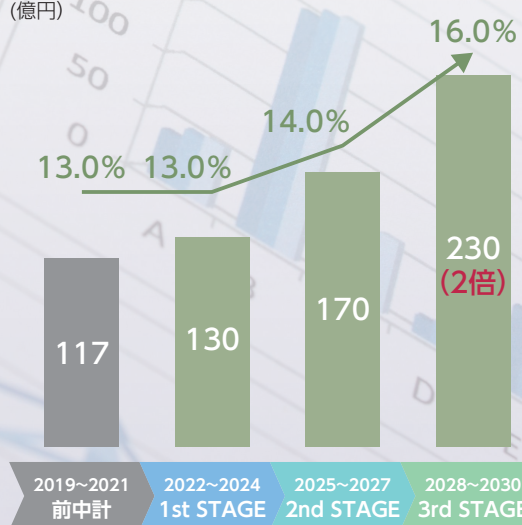
### 成長投資の推移

■ 成長投資 (3年間累計)  
→ EBITDAマージン  
---▶ 成長投資を拡大しない場合のイメージ  
(億円)



### 利益成長・ROEの推移

■ 利益成長 (EBITDA)  
→ ROE  
(億円)



## 5. 直前3事業年度の財産及び損益の状況

### ① 企業集団の財産及び損益の状況

(単位：千円)

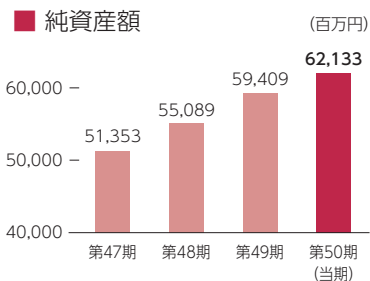
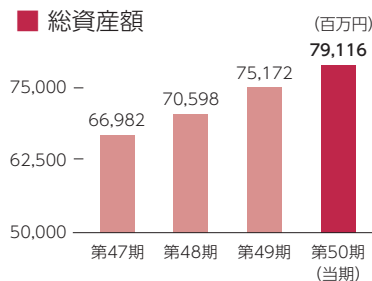
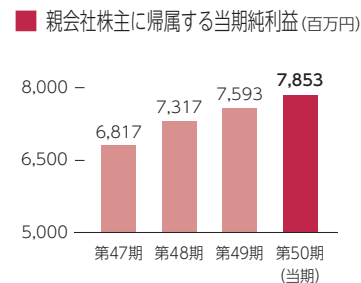
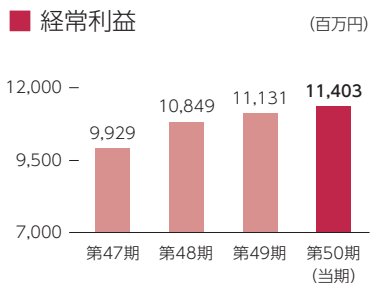
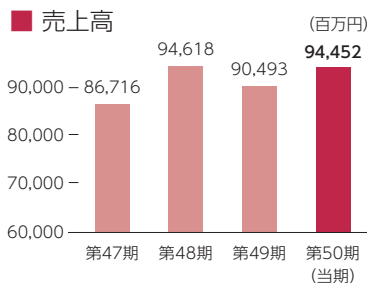
| 区分              | 第47期         | 第48期       | 第49期       | 第50期 (当期)         |
|-----------------|--------------|------------|------------|-------------------|
|                 | 2019年3月期     | 2020年3月期   | 2021年3月期   | 2022年3月期          |
| 売上高             | 86,716,902   | 94,618,831 | 90,493,206 | <b>94,452,795</b> |
| 経常利益            | 9,929,095    | 10,849,667 | 11,131,556 | <b>11,403,690</b> |
| 親会社株主に帰属する当期純利益 | 6,817,732    | 7,317,629  | 7,593,533  | <b>7,853,965</b>  |
| 総資産額            | 66,982,839   | 70,598,860 | 75,172,898 | <b>79,116,680</b> |
| 純資産額            | 51,353,418   | 55,089,070 | 59,409,352 | <b>62,133,792</b> |
| 1株当たり純資産額       | (円) 1,101.61 | 1,190.71   | 1,293.61   | <b>1,376.05</b>   |
| 1株当たり当期純利益      | (円) 146.10   | 158.01     | 165.49     | <b>172.78</b>     |

(注) 1. 「1株当たり純資産額」は期末発行済株式数により算出し、銭未満は四捨五入しています。

2. 「1株当たり当期純利益」は期中平均株式数により算出し、銭未満は四捨五入しています。

3. 当社は、2019年7月1日付で普通株式1株につき2株の割合で株式分割を行っています。第47期の期首に当該株式分割が行われたと仮定して、1株当たり純資産額および1株当たり当期純利益を算定しています。

4. 当連結会計年度より「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号 2020年3月31日)等を適用しており、当連結会計年度の財産及び損益の状況については、当該会計基準等を適用した後の数値を記載しています。

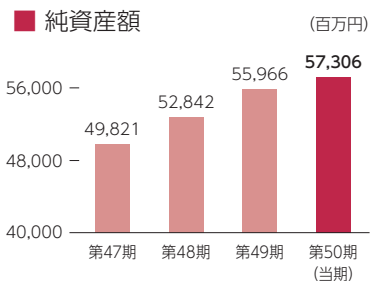
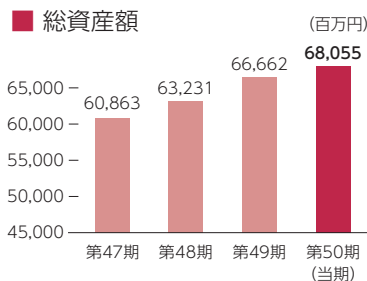
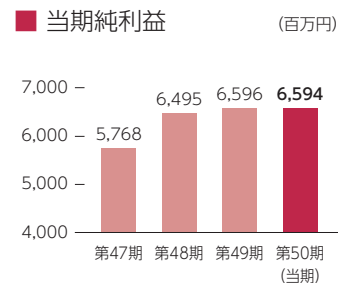
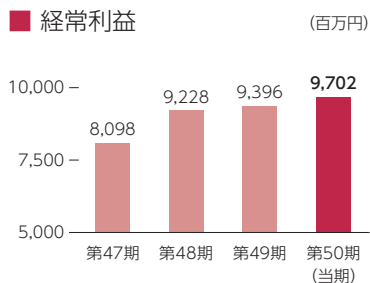
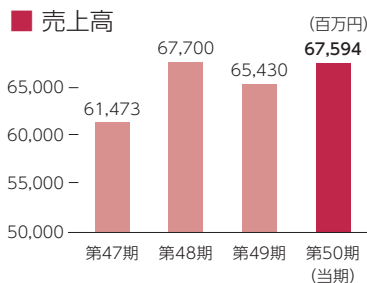


## ② 当社の財産及び損益の状況

(単位：千円)

| 区分         | 第47期         | 第48期       | 第49期       | 第50期(当期)          |
|------------|--------------|------------|------------|-------------------|
|            | 2019年3月期     | 2020年3月期   | 2021年3月期   | 2022年3月期          |
| 売上高        | 61,473,604   | 67,700,219 | 65,430,738 | <b>67,594,585</b> |
| 経常利益       | 8,098,115    | 9,228,080  | 9,396,403  | <b>9,702,878</b>  |
| 当期純利益      | 5,768,321    | 6,495,971  | 6,596,396  | <b>6,594,362</b>  |
| 総資産額       | 60,863,196   | 63,231,437 | 66,662,800 | <b>68,055,514</b> |
| 純資産額       | 49,821,974   | 52,842,128 | 55,966,812 | <b>57,306,569</b> |
| 1株当たり純資産額  | (円) 1,068.76 | 1,142.25   | 1,221.53   | <b>1,271.50</b>   |
| 1株当たり当期純利益 | (円) 123.62   | 140.27     | 143.76     | <b>145.07</b>     |

- (注) 1. 「1株当たり純資産額」は期末発行済株式数により算出し、銭未満は四捨五入しています。  
 2. 「1株当たり当期純利益」は期中平均株式数により算出し、銭未満は四捨五入しています。  
 3. 当社は、2019年7月1日付で普通株式1株につき2株の割合で株式分割を行っています。第47期の期首に当該株式分割が行われたと仮定して、1株当たり純資産額および1株当たり当期純利益を算定しています。  
 4. 当事業年度より「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号 2020年3月31日)等を適用しており、当事業年度の財産及び損益の状況については、当該会計基準等を適用した後の数値を記載しています。



## 6. 主要な事業所と重要な子会社の状況

### ① 当社の主要な事業所

| 名称        | 所在地                |
|-----------|--------------------|
| 本社        | 東京都中央区八丁堀二丁目23番1号  |
| 門前仲町開発センタ | 東京都江東区福住二丁目5番4号    |
| 新川開発センタ   | 東京都中央区新川一丁目28番44号  |
| 西新宿開発センタ  | 東京都新宿区西新宿二丁目7番1号   |
| 関西開発センタ   | 大阪市中央区安土町二丁目3番13号  |
| 日暮里オフィス   | 東京都荒川区東日暮里五丁目7番18号 |



### ② 重要な子会社の状況

| 名称             | 所在地                 | 資本金    | 議決権の所有割合 | 主要な事業の内容 |
|----------------|---------------------|--------|----------|----------|
| デジタルテクノロジー株式会社 | 東京都荒川区東日暮里五丁目7番18号  | 100百万円 | 100.00%  | 情報サービス業  |
| 日本S E株式会社      | 東京都新宿区西新宿二丁目7番1号    | 310百万円 | 100.00%  | 情報サービス業  |
| 株式会社DTSインサイト   | 東京都渋谷区代々木四丁目30番3号   | 200百万円 | 100.00%  | 情報サービス業  |
| 株式会社DTS WEST   | 大阪市中央区安土町二丁目3番13号   | 100百万円 | 100.00%  | 情報サービス業  |
| 株式会社九州DTS      | 福岡市博多区博多駅前二丁目19番24号 | 100百万円 | 100.00%  | 情報サービス業  |



## 7. 従業員の状況

### ① 企業集団の従業員数

| セグメントの名称  | 従業員数   |
|-----------|--------|
| 金融社会      | 1,316名 |
| 法人ソリューション | 1,226名 |
| 運用基盤BPO   | 1,017名 |
| 地域・海外等    | 2,045名 |
| 合 計       | 5,604名 |

(注) 従業員数は、当社グループから当社グループ外への出向者を除き、当社グループ外から当社グループへの出向者を含む就業人員数です。

### ② 当社の従業員数

| 従業員数   | 前事業年度末比増減 | 平均年齢  | 平均勤続年数 |
|--------|-----------|-------|--------|
| 2,999名 | 28名増      | 39.8歳 | 14.9年  |

| セグメントの名称  | 従業員数   |
|-----------|--------|
| 金融社会      | 1,316名 |
| 法人ソリューション | 864名   |
| 運用基盤BPO   | 819名   |
| 合 計       | 2,999名 |

(注) 従業員数は、当社から他社への出向者を除き、他社から当社への出向者を含む就業人員数です。

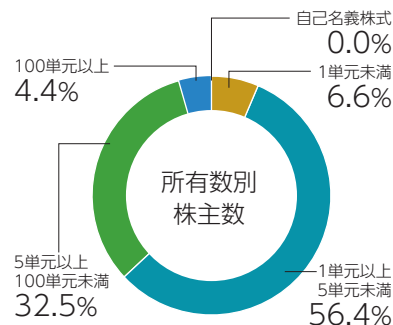
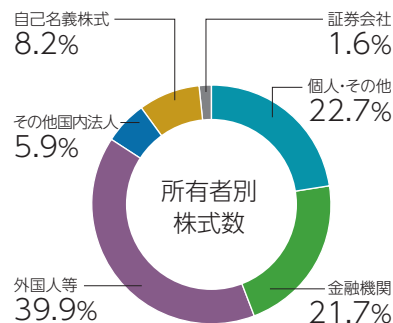
## 2 会社の株式に関する事項 (2022年3月31日現在)

1. 発行可能株式総数 100,000,000株
2. 発行済株式の総数 49,072,632株
3. 株主数 4,923名
4. 上位10名の株主の状況

| 株主名                                                 | 持株数<br>(千株) | 持株比率<br>(%) |
|-----------------------------------------------------|-------------|-------------|
| 日本マスタートラスト信託銀行株式会社 (信託口)                            | 5,945       | 13.19       |
| D T S グループ社員持株会                                     | 3,082       | 6.84        |
| ステートストリートバンクアンドトラストクライアントオムニバスアカウントオーエムゼロツーツー505002 | 2,371       | 5.26        |
| 株式会社日本カストディ銀行 (信託口)                                 | 2,102       | 4.67        |
| エイブイアイグローバルトラストピールシー                                | 1,503       | 3.34        |
| ザバンクオブニューヨークメロン140044                               | 1,211       | 2.69        |
| 株式会社NTC                                             | 1,171       | 2.60        |
| 秋山 久美子                                              | 1,120       | 2.49        |
| 小崎 智富                                               | 803         | 1.78        |
| 株式会社エヌ・ティ・ティ・データ                                    | 771         | 1.71        |

(注) 当社は、自己株式4,002千株を保有しており、持株比率は自己株式を控除して計算しております。

株式分布状況



## 5. その他株式に関する重要な事項

特記すべき事項はありません。

### 3 会社役員に関する事項

#### 1. 取締役および監査役の状況 (2022年3月31日現在)

| 地位      | 氏名     | 担当および重要な兼職の状況                                                                                                                                                       |
|---------|--------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 代表取締役会長 | 西田 公一  | —                                                                                                                                                                   |
| 代表取締役社長 | 北村 友朗  | ●デジタルソリューション事業本部長                                                                                                                                                   |
| 取締役     | 坂本 孝雄  | ●常務執行役員<br>●日本S E株式会社 取締役 ●株式会社DTSパレット 取締役                                                                                                                          |
| 取締役     | 竹内 実   | ●常務執行役員<br>●邁天斯(上海)軟件技術有限公司 董事長<br>●DTS SOFTWARE VIETNAM CO., LTD. 会長<br>●DTS America Corporation 取締役会長<br>●大連思派電子有限公司 董事長<br>●Nelito Systems Private Limited 取締役会長 |
| 取締役     | 小林 浩利  | ●上席執行役員 ICS事業本部長<br>●デジタルテクノロジー株式会社 代表取締役社長<br>●アイ・ネット・リリー・コーポレーション株式会社 取締役                                                                                         |
| 取締役     | 浅見 伊佐夫 | ●上席執行役員 法人ソリューション事業本部長<br>●株式会社DTSインサイト 代表取締役社長                                                                                                                     |
| 取締役     | 萩原 忠幸  | ●東京建物不動産販売株式会社 社外監査役<br>●デジタル・インフォメーション・テクノロジー株式会社 社外取締役                                                                                                            |
| 取締役     | 平田 正之  | ●株式会社情報通信総合研究所 シニアフェロー                                                                                                                                              |
| 取締役     | 穴戸 信哉  | ●高松建設株式会社 取締役                                                                                                                                                       |
| 取締役     | 山田 伸一  | —                                                                                                                                                                   |
| 常勤監査役   | 赤松 謙一郎 | ●デジタルテクノロジー株式会社 監査役 ●株式会社DTSインサイト 監査役<br>●株式会社九州DTS 監査役                                                                                                             |
| 監査役     | 行本 憲治  | ●行本憲治公認会計士事務所 所長 ●株式会社アルファアソシエーツ 取締役                                                                                                                                |
| 監査役     | 石井 妙子  | ●太田・石井法律事務所 副所長 ●株式会社ふるさとサービス 社外監査役<br>●日本電気株式会社 社外監査役 ●住友金属鉱山株式会社 社外取締役<br>●大日本印刷株式会社 社外監査役                                                                        |
| 監査役     | 竹井 豊   | ●公益財団法人公益法人協会 調査部長                                                                                                                                                  |

(注) 1. 萩原忠幸、平田正之、穴戸信哉および山田伸一の各氏は、社外取締役であります。

2. 行本憲治、石井妙子および竹井豊の各氏は、社外監査役であります。

3. 監査役行本憲治氏は、公認会計士の資格を有しており、財務および会計に関する相当程度の知見を有するものであります。

4. 萩原忠幸、平田正之、穴戸信哉、山田伸一、行本憲治、石井妙子および竹井豊の各氏につきましては、東京証券取引所に対し、独立役員として届け出ておりません。

5. 当事業年度末日後の2022年4月1日付けの異動により、取締役の地位ならびに担当および重要な兼職の状況については、次のとおりとなりました。

| 地位      | 氏名     | 担当および重要な兼職の状況                                                                                                                   |
|---------|--------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 代表取締役社長 | 北村 友朗  | -                                                                                                                               |
| 取締役     | 竹内 実   | 専務執行役員、通天斯（上海）軟件技術有限公司 董事長、DTS SOFTWARE VIETNAM CO., LTD. 会長、DTS America Corporation 取締役会長、Nelito Systems Private Limited 取締役会長 |
| 取締役     | 浅見 伊佐夫 | 常務執行役員、株式会社DTSインサイト 代表取締役社長                                                                                                     |
| 取締役     | 小林 浩利  | 上席執行役員 ITプラットフォームサービス事業本部長、デジタルテクノロジー株式会社 代表取締役社長、アイ・ネット・リリー・コーポレーション株式会社 取締役                                                   |
| 取締役     | 平田 正之  | -                                                                                                                               |

6. 2022年4月1日現在における執行役員（取締役兼務者を除く）は次のとおりであります。

| 氏名     | 担当および重要な兼職の状況                                                         |
|--------|-----------------------------------------------------------------------|
| 近藤 誠   | 上席執行役員 金融事業本部長、大連思派電子有限公司 董事長、株式会社思派電子ジャパン 代表取締役会長、通天斯（上海）軟件技術有限公司 董事 |
| 大久保 茂雄 | 執行役員、日本S E株式会社 代表取締役社長                                                |
| 中村 裕   | 執行役員 経営企画部長、株式会社DTSインサイト 取締役                                          |
| 石川 暢彦  | 執行役員 公共社会基盤事業本部長                                                      |
| 馬淵 廣之  | 執行役員、DTS America Corporation 取締役社長                                    |
| 長崎 一則  | 執行役員、株式会社DTS WEST 代表取締役社長、株式会社九州DTS 取締役                               |
| 鎌田 哲司  | 執行役員 総務部長、Nelito Systems Private Limited 取締役、株式会社DTSパレット 代表取締役社長      |
| 谷 博    | 執行役員 法人ソリューション事業本部長                                                   |
| 西村 章   | 執行役員 人事部長、株式会社MIRUCA 代表取締役社長                                          |
| 田村 正徳  | 執行役員 金融事業本部 金融企画部長 兼 第一金融事業部長、DTS SOFTWARE VIETNAM CO., LTD. 社員総会メンバー |
| 春木 健男  | 執行役員 経理部長、通天斯（上海）軟件技術有限公司 監事、大連思派電子有限公司 監事                            |
| 則包 浩行  | 執行役員 デジタルソリューション事業本部長                                                 |

## 2. 責任限定契約の内容の概要

当社は、取締役（業務執行取締役等である者を除く）および監査役との間で、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、100万円または同法第425条第1項に定める額のいずれか高い額を責任の限度としております。

## 3. 役員等賠償責任保険契約の内容の概要

当社は、当社および当社子会社におけるすべての取締役、監査役および執行役員を被保険者とした、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しており、これにより、取締役等が業務に起因して損害賠償責任を負った場合における損害賠償金及び訴訟費用等を補填することとしております。当該保険の契約期間は1年間であり、当該期間の満了前に取締役会において決議のうえ、これを更新する予定であります。なお、当該保険の保険料は、全額当社が負担しております。また、職務執行の適切性が損なわれないようにするための措置として、保険契約上で定められた一定の免責事由に該当するものについては補填の対象としないこととしております。

## 4. 当事業年度に係る取締役および監査役の報酬等

### ① 取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針に関する事項

当社は、2021年6月24日開催の取締役会において、取締役の個人別の報酬等の内容についての決定に関する方針（以下「決定方針」といいます。）を定めております。

当社の取締役の報酬は固定報酬と業績連動報酬、非金銭報酬により構成されており、業績連動報酬は賞与として支給するものとしております。その支給割合の決定においては、役位が上がるにつれて、固定報酬（基本報酬）の割合を減らし、業績連動報酬（賞与）、非金銭報酬（株式報酬）の割合を増やすものとしております。役員報酬等の額またはその算定方法については、過去の支給実績および会社の業績を総合的に勘案したうえでこれを決定しております。なお、決定方針は、取締役会が、諮問委員会（構成員の過半数を社外取締役が占める）に諮問し、その答申を受けて決定しております。

また、取締役の個人別の報酬額の決定に当たっては、諮問委員会が決定方針との整合性を含めた多角的な検討を行っており、取締役会から委任を受けた代表取締役会長は、諮問委員会（構成員の過半数を社外取締役が占める）の答申結果に則って算定しているため、取締役の個人別の報酬額は決定方針に沿うものであると判断しております。

### ② 取締役および監査役の報酬等についての株主総会の決議に関する事項

当社の取締役の報酬等に関する株主総会の決議年月日は2016年6月23日であり、決議の内容は取締役の報酬額を賞与を含めて年額300,000千円以内（うち社外取締役分40,000千円以内）とするもので、当該定めに係る取締役の員数は10名（うち社外取締役4名）であります。なお、取締役の報酬等の額には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含んでおりません。

当社の監査役の報酬に関する株主総会の決議年月日は2009年6月25日であり、決議の内容は監査役の報酬額を年額60,000千円以内とするもので、当該定めに係る監査役の員数は5名です。

また、譲渡制限付株式割当てのための報酬の支給に関する株主総会の決議年月日は2021年6月24日であり、決議の内容は当社取締役（社外取締役を除く）に対して、年額300百万円の取締役の報酬額とは別枠で、譲渡制限付株式割当てのための金銭報酬債権を支給し、その総額を年額45百万円以内、発行又は処分する普通株式の総数の上限を年26千株以内とするもので、当該定めに係る取締役（社外取締役を除く）の員数は6名です。譲渡制限付株式の割当ては、当社執行役員に対しても実施しております。

### ③ 取締役の個人別の報酬等の内容の決定に係る委任に関する事項

当社は、取締役の報酬額の決定に際して、定時株主総会後の取締役会にて、代表取締役会長西田公一に対し、当期の各取締役に対する報酬および賞与額の決定を、株主総会で承認いただいた報酬限度額の年額の範囲内で決定することを一任しております。

これらの権限を代表取締役会長に委任した理由は、当社を取り巻く環境、当社の経営状況等を当社に

において最も熟知しており、総合的な視点から取締役の報酬額を決定できるとともに、機動的な報酬額の決定に資すると判断したためです。

また、代表取締役会長は、諮問委員会（構成員の過半数を社外取締役が占める）の答申結果に則って、個人別の報酬を算定していることから、恣意的な決定がなされず権限が適切に行使されるための措置が講じられております。

#### ④ 業績連動報酬に関する事項

当社の取締役の報酬は固定報酬と業績連動報酬、非金銭報酬により構成されており、業績連動報酬は賞与として支給するものとしております。その支給割合の決定においては、役位が上がるにつれて、固定報酬（基本報酬）の割合を減らし、業績連動報酬（賞与）、非金銭報酬（株式報酬）の割合を増やすものとしております。役員の報酬等の額またはその算定方法については、過去の支給実績および会社の業績を総合的に勘案したうえでこれを決定しております。

業績連動報酬については賞与として支給するものとし、その算定は、基準とする連結経常利益の額を定め、賞与支給年度の連結経常利益を比較し、当該成長率を業績連動分基準額に乗算した結果に対し、更に、業績予想に対する業績達成度を加味して算定するものとしております。ただし、業績が著しく悪化した場合、支給を行わないことがあります。

業績連動報酬に係る指標は、当社グループが一体となって中長期的に健全な収益体制を確保するための指標として連結経常利益、および短期的な事業成長と企業価値向上に関連する指標として、連結売上高および連結当期純利益、ROEの業績予想値を採用しています。なお、業績連動報酬の具体的な額は、これを定めたルールを社内に整備しております。

当事業年度における賞与の業績連動分算定に使用する指標のうち、連結経常利益の基準値は、最低限度達成すべき目標として100億円と定めており、実績は114億3百万円です。連結売上高および連結当期純利益、ROEの基準値である当期の業績予想値および実績は、連結売上高の業績予想値が950億円、実績が944億52百万円、連結当期純利益の業績予想値が76億50百万円、実績が78億53百万円、ROEの業績予想値が12.5%、実績が13.0%です。

#### ⑤ 非金銭報酬等の内容

当社は非金銭報酬として、当社の企業価値の持続的な向上を図るインセンティブを与えるとともに、株主の皆様との一層の価値共有を進める事を目的として、当社取締役（社外取締役を除く）に対して譲渡制限付株式報酬制度を導入しており、その概要は以下のとおりです。

【付与対象者】 取締役（社外取締役を除く）

【譲渡制限期間】 払込期日から30年（退職時に譲渡制限解除）

【金銭報酬債権の総額】 年額45百万円以内

【発行又は処分する普通株式の総数の上限】 年26,000株以内

算定の基準額は役位に応じてあらかじめ定めておりますが、企業価値（株価）や中期計画の達成度合

いを評価して、毎年改めることとしております。

なお、当社執行役員に対しても譲渡制限付株式報酬制度を導入しております。

## ⑥ 取締役および監査役の報酬等の総額等

| 役員区分             | 報酬等の総額<br>(千円)      | 報酬等の種類別の総額 (千円)     |               |               | 対象となる<br>役員の員数 (人) |
|------------------|---------------------|---------------------|---------------|---------------|--------------------|
|                  |                     | 基本報酬                | 業績連動報酬等       | 非金銭報酬等        |                    |
| 取締役<br>(うち社外取締役) | 254,661<br>(21,060) | 173,951<br>(21,060) | 69,000<br>(-) | 11,710<br>(-) | 10<br>(4)          |
| 監査役<br>(うち社外監査役) | 29,101<br>(11,790)  | 29,101<br>(11,790)  | -<br>(-)      | -<br>(-)      | 4<br>(3)           |

(注) 1. 取締役の報酬等の額には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まれておりません。

2. 上記の非金銭報酬等の額は、取締役(社外取締役を除く)6名に対する当事業年度における譲渡制限付株式報酬の費用計上額であります。

## 5. 社外役員に関する事項

### ① 重要な兼職先と当社との関係

#### イ. 他の法人等の業務執行者の重要な兼任状況および当社と当該法人等との関係

取締役穴戸信哉氏は高松建設株式会社の取締役であります。なお、当社は同社との間に取引関係はございません。

監査役行本憲治氏は行本憲治公認会計士事務所の所長および株式会社アルファアソシエーツの取締役であります。なお、当社は同事務所および同社との間に取引関係はございません。

監査役石井妙子氏は太田・石井法律事務所の副所長であります。なお、当社は同事務所との間に取引関係はございません。

#### ロ. 他の法人等の社外役員との重要な兼任状況および当社と当該法人等との関係

取締役萩原忠幸氏は東京建物不動産販売株式会社の社外監査役であります。なお、当社は同社との間に取引関係はございません。また、同氏はデジタル・インフォメーション・テクノロジー株式会社の社外取締役であります。なお、当社は同社との間に取引関係はございません。

監査役石井妙子氏は株式会社ふるさとサービス、日本電気株式会社および大日本印刷株式会社の社外監査役であります。なお、当社は株式会社ふるさとサービスとの間に取引関係はなく、日本電気株式会社および大日本印刷株式会社との間でシステム開発等の取引を行っております。また、同氏は住友金属鉱山株式会社の社外取締役であります。なお、当社は同社との間に取引関係はございません。

## ② 当事業年度における主な活動状況

## イ. 取締役会および監査役会への出席状況および活動の状況

| 区分および氏名  | 取締役会（14回開催） |      | 監査役会（10回開催） |      | 主な活動状況                                                              |
|----------|-------------|------|-------------|------|---------------------------------------------------------------------|
|          | 出席回数        | 出席率  | 出席回数        | 出席率  |                                                                     |
| 取締役 萩原忠幸 | 14/14回      | 100% | —           | —    | 主に銀行のIT部門責任者の経験および企業経営に関する豊富な経験等の観点から発言を行うとともに、業務執行の監督機能等に貢献しております。 |
| 取締役 平田正之 | 14/14回      | 100% | —           | —    | 主に通信業界および企業経営に関する豊富な経験等の観点から発言を行うとともに、業務執行の監督機能等に貢献しております。          |
| 取締役 穴戸信哉 | 14/14回      | 100% | —           | —    | 主に住宅ローン業界および不動産業界に関する豊富な経験等の観点から発言を行うとともに、業務執行の監督機能等に貢献しております。      |
| 取締役 山田伸一 | 14/14回      | 100% | —           | —    | 主にIT業界の動向および企業経営に関する豊富な経験等の観点から発言を行うとともに、業務執行の監督機能等に貢献しております。       |
| 監査役 行本憲治 | 14/14回      | 100% | 10/10回      | 100% | 主に公認会計士としての専門的見地と高い見識に基づき発言を行うとともに、当社の監査等に貢献しております。                 |
| 監査役 石井妙子 | 13/14回      | 92%  | 10/10回      | 100% | 主に弁護士としての専門的見地と高い見識に基づき発言を行うとともに、当社の監査等に貢献しております。                   |
| 監査役 竹井 豊 | 14/14回      | 100% | 10/10回      | 100% | 主に信託銀行の経営陣としての専門的見地と高い見識に基づき発言を行うとともに、当社の監査等に貢献しております。              |

## ロ. 取締役会における発言状況

本年度の取締役会は14回開催され、社外取締役および社外監査役の各氏は、出席の都度、経営全般にわたり必要な意見、発言を積極的に行っております。

## ハ. 監査役会における発言状況

本年度の監査役会は10回開催され、社外監査役の各氏は、出席の都度、監査の方法その他の監査役の職務の執行に関する事項について、必要な意見、発言を積極的に行っております。



## 4 会計監査人に関する事項

### 1. 会計監査人の名称

EY新日本有限責任監査法人

### 2. 会計監査人の報酬等の額

| 区分                             | 支払額      |
|--------------------------------|----------|
| ①当事業年度に係る報酬等の額                 | 53,000千円 |
| ②当社及び子会社が支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額 | 69,134千円 |

- (注) 1. 当社監査役会は、日本監査役協会が公表する「会計監査人との連携に関する実務指針」を踏まえ、監査項目別監査時間および監査報酬の推移ならびに過年度の監査計画と実績の状況を確認し、当事業年度の監査時間および報酬額の見積りの妥当性を検討した結果、会計監査人の報酬につき、会社法第399条第1項の同意を行っています。
2. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬の額を区分していませんので、①の金額には金融商品取引法に基づく監査の報酬等の額を含めて記載しています。

### 3. 非監査業務の内容

当社は会計監査人に対して、公認会計士法第2条第1項の業務以外の業務（非監査業務）である「海外子会社の内部統制の整備に係る助言業務」に対し16,134千円を支払っています。

### 4. 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

監査役会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査役全員の同意に基づき監査役会が、会計監査人を解任します。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会において、会計監査人を解任した旨と解任の理由を報告します。

また上記の場合の他、監査役会は、会計監査人の独立性、職務執行状況等を勘案し、その必要があると判断した場合は、その決議により、会計監査人の解任または不再任に関する議案の内容を決定し、取締役会は当該決定に基づき、当該議案を株主総会に提出します。

## 5 コーポレート・ガバナンスの状況

### 1. コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方

当社グループはコーポレート・ガバナンスを経営上の最重要課題のひとつとして認識しております。公正かつ効率的な株主重視の経営を図るとともに、透明性の高い経営を確立し、継続的な企業価値の向上およびステークホルダーとの信頼関係を構築するため、以下の基本方針を定め、コーポレート・ガバナンスおよび内部統制システムの整備に積極的に取り組んでおります。

#### <基本方針>

##### (1) 株主の権利・平等性の確保

- 株主が権利行使のために必要な情報を適時・的確に提供するとともに、議決権行使のための環境整備に努める。
- 株主がその権利を行使しようとする際には、当社は法の定めに則り誠実に対応する。

##### (2) 株主以外のステークホルダーとの適切な協働

- 企業理念、信条、行動規範などの実践を通して、さまざまなステークホルダーに対する義務と責任を果たし、より強固な信頼関係を構築する。

##### (3) 適切な情報開示と透明性の確保

- 株主や投資家に対して積極的かつ適切なタイミングで情報を開示することにより、市場における信頼の向上に努める。
- 情報開示を通じてステークホルダーとの円滑なコミュニケーションを図り、透明な経営の実現を目指す。

##### (4) 取締役会等の責務

- 「企業理念」を踏まえ、長期的な企業価値向上のための目標と、この目標を達成するための戦略や施策を具体化した会社の方向性を決定する。
- 社外取締役を継続して選任し、取締役の職務執行に対する監督機能の維持および一層の向上を図る。

##### (5) 株主との対話

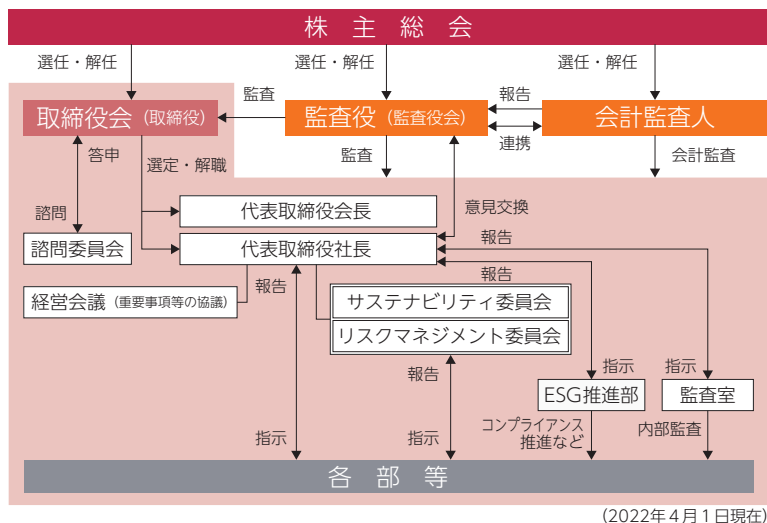
- 株主総会の他、決算説明会やIR活動などにおいて、財務状況や施策の進捗状況などの情報提供を積極的に実施し、株主や投資家と建設的なコミュニケーションを図る。

### 2. コーポレート・ガバナンスの体制等の概要

取締役会は社外取締役4名を含む10名で構成されております。社外取締役は、それぞれの専門分野における知識や経験を背景とした経営機能の強化や取締役の業務執行に対する監督機能の強化などにおいて重要な役割を担うとともに、取締役の報酬の決定や、取締役候補者の指名にあたり、任意の諮問委員会の委員として、取締役会に対して答申を行うなど、適切に関与いただいております。また、監査役会は社外監査役3名を含む4名で構成されております。社外監査役は、客観的で公正な監査体制の確立などにおいて、それぞれ重要な役割を担っております。社外取締役および社外監査役を選任することにより、経営者による説明責任の強化および経営の透明性の向上も図られるなど、当社が株主・投資者などからの信認を確保していくうえで、適切な体制であると考えております。

さらに当社では、執行役員制度を導入しており、現在の執行役員数は16名（うち4名が取締役兼任）であります。この体制は、取締役会の意思決定・業務執行の監督機能と業務執行機能を区分し、迅速かつ適確に業務執行が行える経営体制の確立を主眼としております。また、代表取締役社長が業務執行を行うための方針および計画、その他重要事項を協議する機関として「経営会議」を設置しております。

また、さまざまなリスクを適切に管理するため「リスクマネジメント委員会」を設置しており、定期的にリスク評価および問題点の把握を行い、対応計画を策定し推進するとともに、リスクの発生の有無についての監視を行っております。



### 3. 取締役会の実効性評価

当社は、取締役の構成、議案の付議状況、開催頻度や会議時間の適切性、発言状況などについて、年2回程度分析を実施しております。取締役および監査役は上程された議案に対し活発に発言しており、取締役会は法定より高い頻度で開催され、適時適切な意思決定が行われております。

加えて、当社は、取締役会の機能を向上させ、企業価値を高めることを目的として、2018年度から取締役会の実効性につき分析・評価を行っております。その概要については、以下のとおりです。

#### (1) 実施方法

実施時期：2021年10月

評価方法：すべての役員（取締役10名、監査役4名）による自己評価

#### (2) 評価結果

評価結果は、「非常に活発な議論が行われ、取締役会の実効性は高い」「中期経営計画や長期ビジョンなどについて、充実した議論が行われた」など、すべての役員から肯定的な評価を得られており、当社取締役会の実効性が確保されていると認識しています。

#### (3) 評価結果等を踏まえた対応

取締役会の実効性向上のため、以下の取り組みを進めていきます。

- ・報告事項を整理し、重要なテーマについて議論の時間を確保
- ・ESG、サステナビリティに関する議論の充実

# 連結計算書類

## 連結貸借対照表

(単位：千円)

| 科目              | 【参考】第49期<br>(2021年3月31日現在) | 第50期 (当期)<br>(2022年3月31日現在) |
|-----------------|----------------------------|-----------------------------|
| <b>資産の部</b>     |                            |                             |
| <b>流動資産</b>     | <b>62,027,080</b>          | <b>67,044,589</b>           |
| 現金及び預金          | 43,705,164                 | 46,120,434                  |
| 受取手形及び売掛金       | 16,069,449                 | -                           |
| 受取手形、売掛金及び契約資産  | -                          | 17,259,724                  |
| 有価証券            | 601,377                    | 1,200,466                   |
| 商品及び製品          | 282,023                    | 1,193,911                   |
| 仕掛品             | 415,280                    | 209,440                     |
| 原材料及び貯蔵品        | 23,863                     | 54,031                      |
| その他             | 938,076                    | 1,030,654                   |
| 貸倒引当金           | △8,154                     | △24,073                     |
| <b>固定資産</b>     | <b>13,145,817</b>          | <b>12,072,090</b>           |
| <b>有形固定資産</b>   | <b>3,773,749</b>           | <b>3,669,049</b>            |
| 建物及び構築物         | 1,120,945                  | 1,053,188                   |
| 土地              | 2,045,239                  | 2,045,291                   |
| その他             | 607,563                    | 570,569                     |
| <b>無形固定資産</b>   | <b>838,404</b>             | <b>876,450</b>              |
| のれん             | 84,690                     | 209,586                     |
| ソフトウェア          | 746,518                    | 659,760                     |
| その他             | 7,195                      | 7,103                       |
| <b>投資その他の資産</b> | <b>8,533,664</b>           | <b>7,526,590</b>            |
| 投資有価証券          | 5,876,344                  | 4,614,329                   |
| 繰延税金資産          | 1,335,704                  | 1,536,712                   |
| その他             | 1,328,432                  | 1,380,798                   |
| 貸倒引当金           | △6,817                     | △5,250                      |
| <b>資産合計</b>     | <b>75,172,898</b>          | <b>79,116,680</b>           |

| 科目                 | 【参考】第49期<br>(2021年3月31日現在) | 第50期 (当期)<br>(2022年3月31日現在) |
|--------------------|----------------------------|-----------------------------|
| <b>負債の部</b>        |                            |                             |
| <b>流動負債</b>        | <b>14,627,803</b>          | <b>15,888,748</b>           |
| 買掛金                | 5,157,861                  | 6,256,428                   |
| 未払金                | 1,125,664                  | 1,337,116                   |
| 未払法人税等             | 2,370,168                  | 2,392,635                   |
| 賞与引当金              | 2,898,131                  | 2,726,963                   |
| 役員賞与引当金            | 99,190                     | 77,087                      |
| 受注損失引当金            | 51,450                     | 76,733                      |
| その他                | 2,925,338                  | 3,021,784                   |
| <b>固定負債</b>        | <b>1,135,741</b>           | <b>1,094,139</b>            |
| 退職給付に係る負債          | 864,468                    | 832,702                     |
| その他                | 271,272                    | 261,436                     |
| <b>負債合計</b>        | <b>15,763,545</b>          | <b>16,982,888</b>           |
| <b>純資産の部</b>       |                            |                             |
| <b>株主資本</b>        | <b>58,256,000</b>          | <b>61,181,516</b>           |
| 資本金                | 6,113,000                  | 6,113,000                   |
| 資本剰余金              | 6,215,781                  | 4,992,029                   |
| 利益剰余金              | 51,112,873                 | 55,418,668                  |
| 自己株式               | △5,185,654                 | △5,342,181                  |
| <b>その他の包括利益累計額</b> | <b>1,013,533</b>           | <b>836,864</b>              |
| その他有価証券評価差額金       | 960,319                    | 609,509                     |
| 為替換算調整勘定           | △32,605                    | 54,842                      |
| 退職給付に係る調整累計額       | 85,818                     | 172,512                     |
| <b>非支配株主持分</b>     | <b>139,818</b>             | <b>115,411</b>              |
| <b>純資産合計</b>       | <b>59,409,352</b>          | <b>62,133,792</b>           |
| <b>負債純資産合計</b>     | <b>75,172,898</b>          | <b>79,116,680</b>           |

# 連結損益計算書

(単位：千円)

| 科目                                       | 【参考】第49期<br>(2020年4月1日から2021年3月31日まで) |            | 第50期 (当期)<br>(2021年4月1日から2022年3月31日まで) |            |
|------------------------------------------|---------------------------------------|------------|----------------------------------------|------------|
|                                          |                                       |            |                                        |            |
| 売上高                                      |                                       | 90,493,206 |                                        | 94,452,795 |
| 売上原価                                     |                                       | 72,438,761 |                                        | 75,310,996 |
| 売上総利益                                    |                                       | 18,054,444 |                                        | 19,141,799 |
| 販売費及び一般管理費                               |                                       | 7,237,380  |                                        | 7,944,933  |
| 営業利益                                     |                                       | 10,817,063 |                                        | 11,196,866 |
| 営業外収益                                    |                                       |            |                                        |            |
| 受取利息                                     | 35,244                                |            | 34,634                                 |            |
| 受取配当金                                    | 79,819                                |            | 80,509                                 |            |
| 投資事業組合運用益                                | 92,759                                |            | 52,246                                 |            |
| 助成金収入                                    | 74,278                                |            | 37,400                                 |            |
| その他                                      | 71,488                                | 353,591    | 65,706                                 | 270,497    |
| 営業外費用                                    |                                       |            |                                        |            |
| 支払利息                                     | 31,027                                |            | 31,079                                 |            |
| 為替差損                                     | 3,336                                 |            | 24,363                                 |            |
| その他                                      | 4,734                                 | 39,098     | 8,229                                  | 63,672     |
| 経常利益                                     |                                       | 11,131,556 |                                        | 11,403,690 |
| 特別利益                                     |                                       |            |                                        |            |
| 固定資産売却益                                  | -                                     | -          | 442                                    | 442        |
| 特別損失                                     |                                       |            |                                        |            |
| 固定資産除却損                                  | 3,471                                 |            | 820                                    |            |
| 事務所移転費用                                  | 28,193                                |            | -                                      |            |
| 賃貸借契約解約損                                 | -                                     |            | 1,850                                  |            |
| 損害賠償金                                    | -                                     | 31,665     | 16,969                                 | 19,641     |
| 税金等調整前当期純利益                              |                                       | 11,099,890 |                                        | 11,384,492 |
| 法人税、住民税及び事業税                             | 3,466,034                             |            | 3,625,082                              |            |
| 法人税等調整額                                  | 4,226                                 | 3,470,260  | △78,425                                | 3,546,657  |
| 当期純利益                                    |                                       | 7,629,629  |                                        | 7,837,834  |
| 非支配株主に帰属する当期純利益又は<br>非支配株主に帰属する当期純損失 (△) |                                       | 36,095     |                                        | △16,130    |
| 親会社株主に帰属する当期純利益                          |                                       | 7,593,533  |                                        | 7,853,965  |

# 計算書類

## 貸借対照表

(単位：千円)

| 科目              | 【参考】第49期<br>(2021年3月31日現在) | 第50期 (当期)<br>(2022年3月31日現在) |
|-----------------|----------------------------|-----------------------------|
| <b>資産の部</b>     |                            |                             |
| <b>流動資産</b>     | <b>48,493,612</b>          | <b>50,937,944</b>           |
| 現金及び預金          | 36,124,868                 | 37,789,667                  |
| 受取手形            | 37,882                     | -                           |
| 売掛金             | 10,998,348                 | -                           |
| 受取手形、売掛金及び契約資産  | -                          | 11,396,173                  |
| 有価証券            | 601,377                    | 1,200,466                   |
| 商品              | 17,490                     | 16,094                      |
| 仕掛品             | 267,558                    | 92,981                      |
| 貯蔵品             | 5,017                      | 5,399                       |
| 前渡金             | 119,661                    | 136,992                     |
| 前払費用            | 197,722                    | 192,361                     |
| その他             | 125,862                    | 110,018                     |
| 貸倒引当金           | △2,175                     | △2,210                      |
| <b>固定資産</b>     | <b>18,169,187</b>          | <b>17,117,570</b>           |
| <b>有形固定資産</b>   | <b>3,103,307</b>           | <b>3,026,366</b>            |
| 建物              | 940,360                    | 886,831                     |
| 工具、器具及び備品       | 197,251                    | 173,838                     |
| 土地              | 1,965,696                  | 1,965,696                   |
| <b>無形固定資産</b>   | <b>610,273</b>             | <b>551,467</b>              |
| ソフトウェア          | 609,472                    | 550,759                     |
| その他             | 800                        | 708                         |
| <b>投資その他の資産</b> | <b>14,455,607</b>          | <b>13,539,735</b>           |
| 投資有価証券          | 5,845,793                  | 4,534,267                   |
| 関係会社株式          | 6,511,123                  | 6,472,675                   |
| 関係会社出資金         | 327,143                    | 327,143                     |
| 長期前払費用          | 29,316                     | 29,243                      |
| 繰延税金資産          | 828,402                    | 1,140,314                   |
| その他             | 919,077                    | 1,041,341                   |
| 貸倒引当金           | △5,250                     | △5,250                      |
| <b>資産合計</b>     | <b>66,662,800</b>          | <b>68,055,514</b>           |

| 科目             | 【参考】第49期<br>(2021年3月31日現在) | 第50期 (当期)<br>(2022年3月31日現在) |
|----------------|----------------------------|-----------------------------|
| <b>負債の部</b>    |                            |                             |
| <b>流動負債</b>    | <b>10,072,451</b>          | <b>10,048,391</b>           |
| 買掛金            | 3,306,670                  | 3,499,780                   |
| 未払金            | 852,624                    | 1,070,090                   |
| 未払費用           | 330,230                    | 325,166                     |
| 未払法人税等         | 1,805,946                  | 1,818,202                   |
| 契約負債           | -                          | 166,298                     |
| 前受金            | 187,903                    | -                           |
| 預り金            | 109,229                    | 106,692                     |
| 賞与引当金          | 2,122,722                  | 1,931,199                   |
| 役員賞与引当金        | 82,800                     | 67,800                      |
| 受注損失引当金        | 45,108                     | 72,070                      |
| 資産除去債務         | 4,349                      | -                           |
| その他            | 1,224,866                  | 991,089                     |
| <b>固定負債</b>    | <b>623,536</b>             | <b>700,553</b>              |
| 退職給付引当金        | 547,040                    | 623,009                     |
| 資産除去債務         | 76,475                     | 77,544                      |
| その他            | 21                         | -                           |
| <b>負債合計</b>    | <b>10,695,988</b>          | <b>10,748,944</b>           |
| <b>純資産の部</b>   |                            |                             |
| <b>株主資本</b>    | <b>55,006,492</b>          | <b>56,697,060</b>           |
| 資本金            | 6,113,000                  | 6,113,000                   |
| 資本剰余金          | 7,414,669                  | 6,190,917                   |
| 資本準備金          | 6,190,917                  | 6,190,917                   |
| その他資本剰余金       | 1,223,751                  | -                           |
| <b>利益剰余金</b>   | <b>46,664,477</b>          | <b>49,735,324</b>           |
| 利益準備金          | 411,908                    | 411,908                     |
| その他利益剰余金       | 46,252,568                 | 49,323,415                  |
| 別途積立金          | 11,170,000                 | 11,170,000                  |
| 繰越利益剰余金        | 35,082,568                 | 38,153,415                  |
| <b>自己株式</b>    | <b>△5,185,654</b>          | <b>△5,342,181</b>           |
| 評価・換算差額等       | 960,319                    | 609,509                     |
| その他有価証券評価差額金   | 960,319                    | 609,509                     |
| <b>純資産合計</b>   | <b>55,966,812</b>          | <b>57,306,569</b>           |
| <b>負債純資産合計</b> | <b>66,662,800</b>          | <b>68,055,514</b>           |

# 損益計算書

(単位：千円)

| 科目           | 【参考】第49期<br>(2020年4月1日から2021年3月31日まで) |            | 第50期 (当期)<br>(2021年4月1日から2022年3月31日まで) |            |
|--------------|---------------------------------------|------------|----------------------------------------|------------|
|              |                                       |            |                                        |            |
| 売上高          |                                       | 65,430,738 |                                        | 67,594,585 |
| 売上原価         |                                       | 52,053,624 |                                        | 53,504,084 |
| 売上総利益        |                                       | 13,377,114 |                                        | 14,090,500 |
| 販売費及び一般管理費   |                                       | 4,674,138  |                                        | 4,988,620  |
| 営業利益         |                                       | 8,702,975  |                                        | 9,101,879  |
| 営業外収益        |                                       |            |                                        |            |
| 受取利息         | 6,796                                 |            | 6,867                                  |            |
| 有価証券利息       | 18,349                                |            | 19,514                                 |            |
| 受取配当金        | 534,275                               |            | 486,637                                |            |
| 投資事業組合運用益    | 92,759                                |            | 52,246                                 |            |
| その他          | 43,944                                | 696,123    | 41,027                                 | 606,293    |
| 営業外費用        |                                       |            |                                        |            |
| 自己株式取得費用     | 1,999                                 |            | 3,999                                  |            |
| 為替差損         | 572                                   |            | 1,294                                  |            |
| その他          | 123                                   | 2,695      | -                                      | 5,293      |
| 経常利益         |                                       | 9,396,403  |                                        | 9,702,878  |
| 特別利益         |                                       | -          |                                        | -          |
| 特別損失         |                                       |            |                                        |            |
| 固定資産除却損      | 3,457                                 |            | 403                                    |            |
| 事務所移転費用      | 28,193                                |            | -                                      |            |
| 関係会社株式評価損    | -                                     |            | 448,950                                |            |
| その他          | -                                     | 31,651     | 1,850                                  | 451,204    |
| 税引前当期純利益     |                                       | 9,364,752  |                                        | 9,251,674  |
| 法人税、住民税及び事業税 | 2,772,037                             |            | 2,830,402                              |            |
| 法人税等調整額      | △3,681                                | 2,768,355  | △173,090                               | 2,657,312  |
| 当期純利益        |                                       | 6,596,396  |                                        | 6,594,362  |

# 監査報告書

## 連結計算書類に係る会計監査人の監査報告書 謄本

### 独立監査人の監査報告書

2022年5月11日

株式会社D T S  
取締役会 御中

#### EY新日本有限責任監査法人

東京事務所

指定有限責任社員  
業務執行社員 公認会計士 関口 茂

指定有限責任社員  
業務執行社員 公認会計士 中田 里織

#### 監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、株式会社D T Sの2021年4月1日から2022年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社D T S及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

#### 監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

#### その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結計算書類に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結計算書類の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結計算書類又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

#### 連結計算書類に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示



することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業的前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

### 連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業的前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業的前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・ 連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

### 利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

## 会計監査人の監査報告書 謄本

### 独立監査人の監査報告書

2022年5月11日

株式会社D T S  
取締役会 御中

#### EY新日本有限責任監査法人

東京事務所

指定有限責任社員  
業務執行社員 公認会計士 関口 茂

指定有限責任社員  
業務執行社員 公認会計士 中田 里織

#### 監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社D T Sの2021年4月1日から2022年3月31日までの第50期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

#### 監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

#### その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

#### 計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示す

ることにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

### 計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

### 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

## 監査役会の監査報告書 謄本

### 監査報告書

当監査役会は、2021年4月1日から2022年3月31日までの第50期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

#### 1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、監査室その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。
  - ①取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
  - ②事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。
  - ③会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

## 2. 監査の結果

### (1) 事業報告等の監査結果

- ①事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ②取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

### (2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人EY新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

### (3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人EY新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2022年5月12日

株式会社DTS 監査役会

常勤監査役 赤松謙一郎 ㊟

社外監査役 行本憲治 ㊟

社外監査役 石井妙子 ㊟

社外監査役 竹井 豊 ㊟

以上

## 証券会社で初、三菱UFJモルガン・スタンレー証券がDTSのマネーロンダリング対策システム「AMLion」採用を決定

～疑わしい取引の検知・分析機能を強化し、金融犯罪への対応を推進～

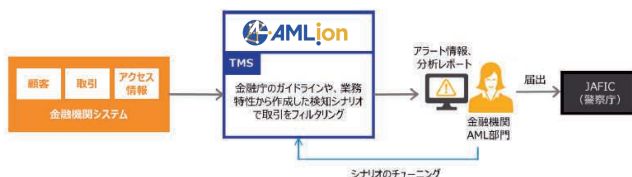
DTSは、2021年6月、三菱UFJモルガン・スタンレー証券からマネーロンダリング対策およびテロ資金供与対策のシステム導入を受注しました。

DTSではアンチマネーロンダリングの国際基準に準拠し、関連業務を幅広くサポートするパッケージシステム「AMLion」を提供しています。AMLionは、疑わしい取引を検知するためのシナリオの作成・変更を柔軟に行うことができる特性を踏まえて、IPアドレスに含まれる情報をもとに国外からの不審なアクセスや秘匿されたIPアドレス等を検知することが可能であり、膨大なインターネット経由の取引を効率的にモニタリングし、新たな脅威の増加に対応できるようになります。

三菱UFJモルガン・スタンレー証券様では、金融機関としての社会的責任と、国内外のステークホルダーからの要請に鑑み、既に取引モニタリングやIPモニタリングを実施していました。

しかしながら昨今の金融犯罪の拡大、特にインターネット経由での新たな脅威の増加に加え、最近の国内外のFATF審査の傾向から、取引モニタリング業務の更なる高度化が必要と考え、国際基準を満たしつつ、個別の高度化要件にも柔軟に対応できるDTSのAMLionの取引モニタリング機能を採用いただきました。

【AMLionの取引モニタリング機能(TMS)の機能概要】



## 「健康経営銘柄」に初選定、「健康経営優良法人（ホワイト500）」に初認定。

～社員の健康増進・職場環境づくりに努め、社会の働きがいのある環境づくりに貢献～

DTSは、2022年3月、「健康経営銘柄」に初めて選定され、あわせて、「健康経営優良法人（ホワイト500）」に認定されました。

経済産業省と日本健康会議により「健康経営優良法人」に認定された企業の中から、経済産業省と東京証券取引所によって「健康経営銘柄」が選定されます。

「健康経営銘柄」は、経済産業省と東京証券取引所が、従業員の健康管理を経営的な視点で考え戦略的に取り組む企業を選定し紹介することを通じ、企業による「健康経営」の取り組みを促進することを目指すものです。

「健康経営優良法人」は、経済産業省と日本健康会議により、健康増進の取り組みを実践している法人を顕彰する制度です。その中で、特に優良な健康経営を実践している大規模法人500社を「ホワイト500」と認定しています。

今後もDTSは、健康経営を推進し、社員の健康増進・職場環境づくりに努め、SDGs目標「働きがいも経済成長も」に貢献してまいります。

## SAP人事システムで健保へ簡単に電子申請

～人事労務関係者待望のマイナポータル電子申請システムと自動連携させるソリューションを発売～

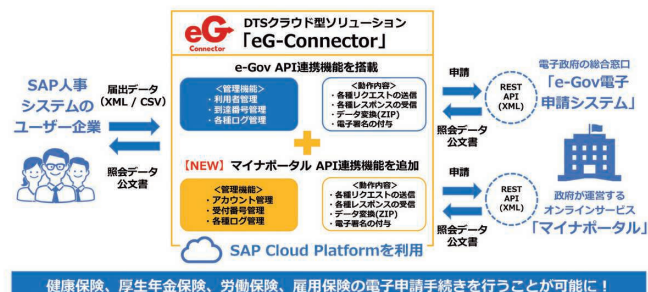
DTSは、政府の電子申請総合窓口の得e-Gov電子申請システムとSAPの人事システムを連携させるクラウドソリューション「eG-Connector」をバージョンアップし、健康保険組合向けの電子申請を可能とするマイナポータルAPI※への連携機能を追加しました。

2020年4月から特定の法人について電子申請が義務化され、健康保険手続きにおいて、SAPの人事システムはe-Gov電子申請を利用した全国健康保険協会管掌健康保険（協会けんぽ）向けの手続きに対応していました。2020年11月からは、マイナポータルAPIを利用した健康保険組合向け手続きの電子申請が開始され、一般企業の多くが加入している組合健保への対応が望まれていました。

そこでSAPジャパンとDTSはこのような環境変化に対応するべく検討を行い、DTSがマイナポータルAPI連携機能を追加したeG-Connectorを開発し、発売することとなりました。

SAPの人事システムのユーザー企業は、このソリューションを導入することにより、電子申請が義務化された健康保険、厚生年金保険、労働保険、雇用保険の各種行政手続きのうち、e-Gov経由では申請できなかった多くの手続きをマイナポータル経由で申請が可能となります。また、SAPの人事システム内でオペレーションが完結し、簡潔な業務プロセスが実現できるようになります。

■eG-Connector（マイナポータルAPI連携機能追加版）のデータ連携のイメージ



※マイナポータルAPI：電子申請等をマイナポータル経由で実施するために提供されているAPI（アプリケーションプログラミングインターフェース）

## AIによる自然言語処理の技術を用いたFAQソリューション「kotosora」がwithコロナの時代に躍進



kotosoraキャラクター  
古都そら

コロナ禍において様々な情報がスピード感を要しつつある中で、自治体職員、大学職員関連者の負荷は更に大きくなっています。

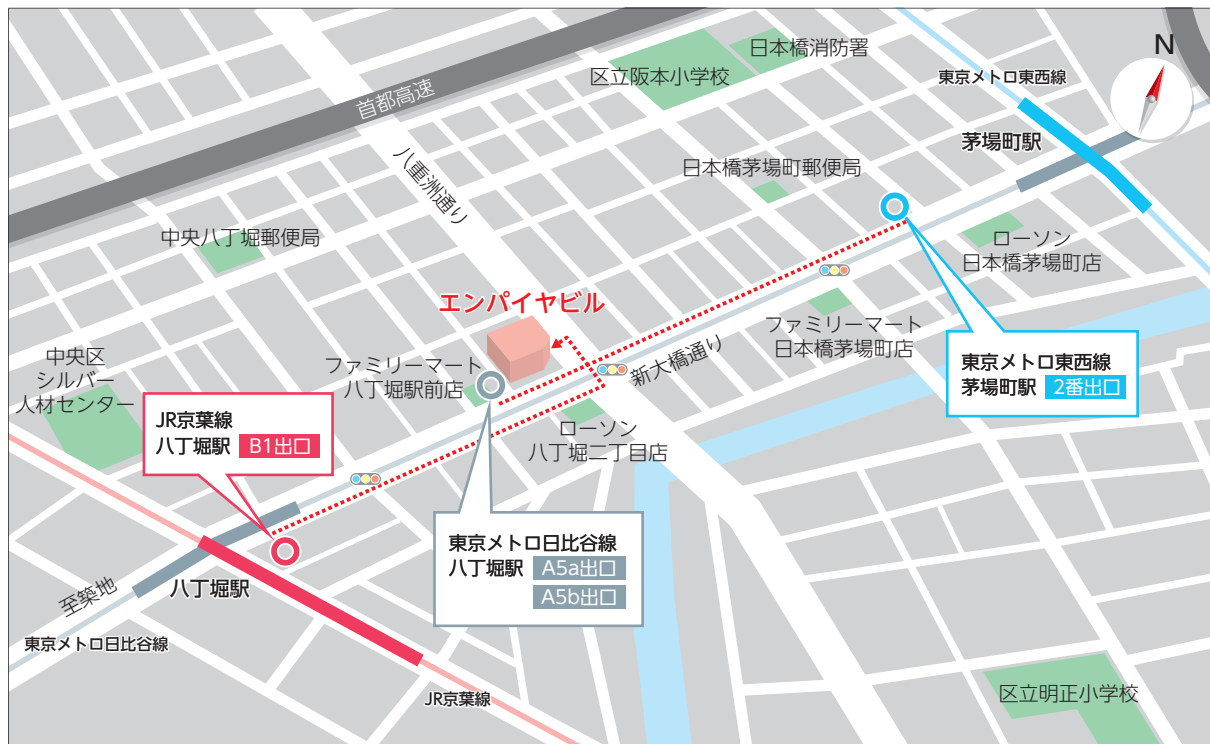
DTSWESTの提供する「kotosora」は、AI（自然言語処理）の技術を用いたFAQソリューションです。従来のFAQサイトのような単調な質問と回答の表示ではなく、よりインタラクティブに言葉のゆらぎまで判断して回答を導き、また関連する内容を聞き返すなど利用者の満足度を高めるしくみに組み込んでいます。

外部サイトへのURLリンクや電話発信も出来、保守管理者の負担軽減を考慮しており、一般的なパブリックネットワークはもちろんのこと、行政向けのLGWANという高いセキュリティを保つ行政専用ネットワークでもサービスを提供。自治体様では、市民向け、職員向けの2つのサービスでkotosoraをご利用頂いています。

タイムリーに情報を分かりやすく提供できるkotosoraは、災害から人々を守り、地域サービスの迅速な提供を行うことで大きく貢献していくと考えます。withコロナの中で地域社会を「住み続けられるまちづくり」としてサービスに取組んでまいります。

## 第50回定時株主総会会場ご案内図

会 場 東京都中央区八丁堀二丁目23番1号 エンパイヤビル  
株式会社D T S 本社 8階会議室 (受付8階)  
T E L (03) 3948-5488 (代表)



交通 東京メトロ 日比谷線 ■ 「八丁堀」駅 A5a出口 A5b出口より徒歩1分  
J R 京 葉 線 ■ 「八丁堀」駅 B1出口より徒歩3分  
東京メトロ 東 西 線 ■ 「茅場町」駅 2番出口より徒歩4分

車 大変恐縮ではございますが、お車でのご来場はご遠慮頂きたく  
お願い申し上げます。